

改正後	改正前
平成12年1月28日制定 (空航第100号・空乗第23号) 平成12年6月2日一部改正 (空航第420号・空乗第97号) 平成14年2月1日一部改正 (国空航第1221号・国空乗第1649号) 平成15年4月8日一部改正 (国空航第1299号・国空乗第1672号) 平成16年8月25日一部改正 (国空航第483号・国空乗第185号) 平成19年5月28日一部改正 (国空航第150号・国空乗第91号) 平成23年6月30日一部改正 (国空航第543号・国空乗第133号) 平成24年6月1日一部改正 (国空航第172号) 平成27年3月30日一部改正 (国空航第1004号) 平成30年6月12日一部改正 (国空航第183号) 令和元年7月8日一部改正 (国空航第626号) 令和〇年〇月〇日一部改正 (国空安政第〇号)	平成12年1月28日制定 (空航第100号・空乗第23号) 平成12年6月2日一部改正 (空航第420号・空乗第97号) 平成14年2月1日一部改正 (国空航第1221号・国空乗第1649号) 平成15年4月8日一部改正 (国空航第1299号・国空乗第1672号) 平成16年8月25日一部改正 (国空航第483号・国空乗第185号) 平成19年5月28日一部改正 (国空航第150号・国空乗第91号) 平成23年6月30日一部改正 (国空航第543号・国空乗第133号) 平成24年6月1日一部改正 (国空航第172号) 平成27年3月30日一部改正 (国空航第1004号) 平成30年6月12日一部改正 (国空航第183号) 令和元年7月8日一部改正 (国空航第626号)
国土交通省航空局安全部長	国土交通省航空局安全部長
航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準	航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準
1. 目的 この基準は、本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準を定めることを目的とする。	1. 目的 この基準は、本邦航空運送事業者が行う航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準を定めることを目的とする。
2. 基準 2-1 国際航空運送事業に使用される航空機、又は国際航空輸送を除く航空運送事業に使用される客席数が60を超える航空機若しくは最大離陸重量が25,000キログラムを超える航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。	2. 基準 2-1 国際航空運送事業に使用される航空機、又は国際航空輸送を除く航空運送事業に使用される客席数が60を超える航空機若しくは最大離陸重量が25,000キログラムを超える航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。
(1) 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士及び航空機関士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(9)に規定する場合を除き、60歳未満の操縦士が1人以上乗務すること。	(1) 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士及び航空機関士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(9)に規定する場合を除き、60歳未満の操縦士が1人以上乗務すること。
(2) 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国際有償運航に乗務する操縦士の年齢は、60歳未満とする。 ② 国内有償運航又は国際・国内無償運航に乗務する操縦士の年齢は、68歳未満とする。ただし、(9)に規定する場合を除き、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。 	(2) 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 国際有償運航に乗務する操縦士の年齢は、60歳未満とする。 ② 国内有償運航又は国際・国内無償運航に乗務する操縦士の年齢は、68歳未満とする。ただし、(9)に規定する場合を除き、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。

改正後	改正前
<p>(3) 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。</p>	<p>(3) 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。</p>
<p>(4) 65歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、急性機能喪失(インキャパシテーション)への対応に関する訓練を定期的実施している航空機乗組員同士を組み合わせること。</p>	<p>(4) 65歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、急性機能喪失(インキャパシテーション)への対応に関する訓練を定期的実施している航空機乗組員同士を組み合わせること。</p>
<p>(5) 65歳以上の航空機乗組員の乗務時間等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日空航第78号)の第2章が適用されるとき「航空機乗組員の乗務割について」(令和元年7月5日国空航第625号)に定める累積乗務時間(連続28日間で100時間及び連続365日間で1,000時間を超えないこと)及び累積飛行勤務時間(連続7日間で60時間及び連続28日間で190時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p> <p>② 「運航規程審査要領細則」の第3章又は第4章が適用されるとき「運航規程審査要領細則」に定める乗務時間(1暦月100時間、3暦月270時間及び1暦年1,000時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p>	<p>(5) 65歳以上の航空機乗組員の乗務時間等については、以下のとおりとする。</p> <p>① 「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日空航第78号)の第2章が適用されるとき「航空機乗組員の乗務割について」(令和元年7月5日国空航第625号)に定める累積乗務時間(連続28日間で100時間及び連続365日間で1,000時間を超えないこと)及び累積飛行勤務時間(連続7日間で60時間及び連続28日間で190時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p> <p>② 「運航規程審査要領細則」の第3章又は第4章が適用されるとき「運航規程審査要領細則」に定める乗務時間(1暦月100時間、3暦月270時間及び1暦年1,000時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p>
<p>(6) 65歳以上の航空機乗組員の乗務による国際運航を行う場合は関係国の了解を得ること。</p>	<p>(6) 65歳以上の航空機乗組員の乗務による国際運航を行う場合は関係国の了解を得ること。</p>
<p>(7) <u>65歳以上</u>の航空機乗組員は、別に定める「航空身体検査付加検査実施要領」(以下「要領」という。)に定める検査(以下「付加検査」という。)を受け、これに合格していること。</p>	<p>(7) <u>60歳以上</u>の航空機乗組員は、別に定める「航空身体検査付加検査実施要領」(以下「要領」という。)に定める検査(以下「付加検査」という。)を受け、これに合格していること。</p>
<p>(8) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の間診等の結果、疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。</p>	<p>(8) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の間診等の結果、疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。</p>
<p>(9) 60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせる場合</p> <p>① 健康管理部門の乗員健康管理医、健康管理担当者及び必要に応じて契約指定機関に所属する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制が整備されていること。「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日空航第78号)の第2章が適用されるとき</p> <p>② 健康管理部門、乗員健康管理医及び運航管理部門との間において、60歳以上の操縦士について加齢による影響と考えられる定期審査及び航空身体検査等の結果を共有し、必要に応じ対策が講じられる体制が整備されていること。</p> <p>③ 航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付合格(「航空身体検査マニュアル」(平成19年3月2日国空乗第531号)Ⅱ-4-3対象者に限る。)の判定を受けた者を組み合わせる場合には、その可否について国土交通大臣の判定を受けることとしていること。</p>	<p>(9) 60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせる場合</p> <p>① 健康管理部門の乗員健康管理医、健康管理担当者及び必要に応じて契約指定機関に所属する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制が整備されていること。「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日空航第78号)の第2章が適用されるとき</p> <p>② 健康管理部門、乗員健康管理医及び運航管理部門との間において、60歳以上の操縦士について加齢による影響と考えられる定期審査及び航空身体検査等の結果を共有し、必要に応じ対策が講じられる体制が整備されていること。</p> <p>③ 航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付合格(航空身体検査マニュアルⅡ-4-3対象者に限る。)の判定を受けた者を組み合わせる場合には、その可否について国土交通大臣の判定を受けることとしていること。</p>

改正後	改正前
<p>2-2 国内において路線を定めて行う航空運送事業に使用される客席数が60以下であり、かつ、最大離陸重量が25,000キログラム以下の航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 62歳未満の者を乗務させる場合</p> <p>① 機長のみで運航できる場合(注)であっても、機長以外の操縦士であって、事業用操縦士の資格についての技能証明(ヘリコプターの場合は型式限定の資格を有すること。)及び計器飛行証明(飛行機の場合に限る。)を有する者を乗務させること。 (注)耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機であって、客席数が9以下のものでも有視界飛行方式により飛行を行う場合。</p> <p>② (4)に規定する場合を除き、機長又は機長以外の操縦士のいずれかは60歳未満であること。</p> <p>③ 運航規程に次の項目を規定し認可を受けること。 ア. 航空機乗組員は、自ら乗務に適した健康状態を維持するとともに運航に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合には乗務しないこと。 イ. 航空機乗組員は、職務の遂行に当たり、心身に支障のない状態にあることを相互に確認しあうこと。 ウ. 運航管理者、運航管理担当者等は、航空機乗組員の心身が飛行に支障のある状態にあることが判明した場合には、当該飛行を実施させない等所要の措置をとること。</p> <p>(2) 62歳以上の者を乗務させる場合であって、国内有償運航を行う場合</p> <p>① 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(4)に規定する場合を除き、60歳未満の操縦士が1人以上乗務すること。</p> <p>② 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(4)に規定する場合を除き、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。</p> <p>③ 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。</p> <p>④ 65歳以上の航空機乗組員は、要領に定める付加検査を受け、これに合格していること。</p> <p>⑤ 65歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、急性機能喪失(インキャパシテーション)への対応に関する訓練を定期的に行っている航空機乗組員同士を組み合わせること。</p> <p>⑥ 65歳以上の航空機乗組員の乗務時間等については、以下のとおりとする。 ア. 「運航規程審査要領細則」の第2章が適用されるとき 「航空機乗組員の乗務割について」に定める累積乗務時間(連続28日間で100時間及び連続365日間で1,000時間を超えないこと)及び累積飛行勤務時間(連続7日間で60時間及び連続28日間で190時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p>	<p>2-2 国内において路線を定めて行う航空運送事業に使用される客席数が60以下であり、かつ、最大離陸重量が25,000キログラム以下の航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 62歳未満の者を乗務させる場合</p> <p>① 機長のみで運航できる場合(注)であっても、機長以外の操縦士であって、事業用操縦士の資格についての技能証明(ヘリコプターの場合は型式限定の資格を有すること。)及び計器飛行証明(飛行機の場合に限る。)を有する者を乗務させること。 (注)耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機であって、客席数が9以下のものでも有視界飛行方式により飛行を行う場合。</p> <p>② (4)に規定する場合を除き、機長又は機長以外の操縦士のいずれかは60歳未満であること。</p> <p>③ 運航規程に次の項目を規定し認可を受けること。 ア. 航空機乗組員は、自ら乗務に適した健康状態を維持するとともに運航に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合には乗務しないこと。 イ. 航空機乗組員は、職務の遂行に当たり、心身に支障のない状態にあることを相互に確認しあうこと。 ウ. 運航管理者、運航管理担当者等は、航空機乗組員の心身が飛行に支障のある状態にあることが判明した場合には、当該飛行を実施させない等所要の措置をとること。</p> <p>(2) 62歳以上の者を乗務させる場合であって、国内有償運航を行う場合</p> <p>① 耐空証明において最少乗組員数が2人以上と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(4)に規定する場合を除き、60歳未満の操縦士が1人以上乗務すること。</p> <p>② 耐空証明において最少乗組員数が1人と指定されている航空機に乗務する操縦士の年齢の上限は、68歳未満とする。ただし、(4)に規定する場合を除き、当該操縦士の他に当該運航に適した資格等を有する60歳未満の操縦士が乗務すること。</p> <p>③ 63歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、緊急時における対応等の項目について定期訓練時等に付加的な訓練を実施するものとし、その具体的な内容を運航規程又は同附属書に定めること。</p> <p>④ 62歳以上の航空機乗組員は、要領に定める付加検査を受け、これに合格していること。</p> <p>⑤ 65歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合には、急性機能喪失(インキャパシテーション)への対応に関する訓練を定期的に行っている航空機乗組員同士を組み合わせること。</p> <p>⑥ 65歳以上の航空機乗組員の乗務時間等については、以下のとおりとする。 ア. 「運航規程審査要領細則」の第2章が適用されるとき 「航空機乗組員の乗務割について」に定める累積乗務時間(連続28日間で100時間及び連続365日間で1,000時間を超えないこと)及び累積飛行勤務時間(連続7日間で60時間及び連続28日間で190時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p>

改正後	改正前
<p>イ. 「運航規程審査要領細則」の第3章又は第4章が適用されるとき 「運航規程審査要領細則」に定める乗務時間(1暦月100時間、3暦月270時間及び1暦年1,000時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p> <p>(3) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の間診等により、疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。</p> <p>(4) 60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせて乗務させる場合</p> <p>① 健康管理部門の乗員健康管理医、健康管理担当者及び必要に応じて契約指定機関に所属する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制が整備されていること。</p> <p>② 健康管理部門、乗員健康管理医及び運航管理部門との間において、加齢による影響と考えられる定期審査及び航空身体検査等の結果を共有し、必要に応じ対策が講じられる体制が整備されていること。</p> <p>③ 航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付合格(「航空身体検査マニュアル」Ⅱ-4-3対象者に限る。)の判定を受けた者を組み合わせて乗務させる場合には、その可否について国土交通大臣の判定を受けることとしていること。</p> <p>(5) 最小乗組員数が1人である航空機に係る特例 <u>(1) ①及び②並びに(2) ②及び⑤の規定にかかわらず、最小乗組員数が1人である航空機にあっては、付加検査を受け、これに合格している60歳以上の操縦士1人のみで乗務することができる。</u></p>	<p>イ. 「運航規程審査要領細則」の第3章又は第4章が適用されるとき 「運航規程審査要領細則」に定める乗務時間(1暦月100時間、3暦月270時間及び1暦年1,000時間を超えないこと)のそれぞれ8割。</p> <p>(3) 60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合であって、付加検査の間診等により、疲労、時差等について考慮する必要がある航空機乗組員については、乗務割等について配慮を行うこと。</p> <p>(4) 60歳以上65歳未満の操縦士を組み合わせて乗務させる場合</p> <p>① 健康管理部門の乗員健康管理医、健康管理担当者及び必要に応じて契約指定機関に所属する指定航空身体検査医との間において、常時連絡ができる体制が整備されていること。</p> <p>② 健康管理部門、乗員健康管理医及び運航管理部門との間において、加齢による影響と考えられる定期審査及び航空身体検査等の結果を共有し、必要に応じ対策が講じられる体制が整備されていること。</p> <p>③ 航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付合格(航空身体検査マニュアルⅡ-4-3対象者に限る。)の判定を受けた者を組み合わせて乗務させる場合には、その可否について国土交通大臣の判定を受けることとしていること。</p>
<p>附則</p> <p>1. この基準は、平成12年2月1日から適用する。</p> <p>2. 「定期航空運送事業、定期航空運送事業者が行う不定期航空運送事業(二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送を除く。)、又は国際不定期航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」(平成8年9月24日付け空航第661号/空乗第186号)及び「二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送に60歳以上の操縦士を乗務させる場合の基準」(昭和63年9月7日付け空航第796号(平成8年9月24日までの改正を含む。))、以下両通達を「旧通達」という。)は、廃止する。</p> <p>3. 旧通達に基づき実施された航空身体検査付加検査は、本基準に基づくものとみなす。</p> <p>附則(平成12年6月2日)</p> <p>1. この基準は、平成12年6月2日から適用する。</p> <p>附則(平成14年2月1日)</p> <p>1. この基準は、平成14年2月1日から適用する。</p>	<p>附則</p> <p>1. この基準は、平成12年2月1日から適用する。</p> <p>2. 「定期航空運送事業、定期航空運送事業者が行う不定期航空運送事業(二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送を除く。)、又は国際不定期航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」(平成8年9月24日付け空航第661号/空乗第186号)及び「二地点間旅客輸送及び二地点間ヘリ輸送に60歳以上の操縦士を乗務させる場合の基準」(昭和63年9月7日付け空航第796号(平成8年9月24日までの改正を含む。))、以下両通達を「旧通達」という。)は、廃止する。</p> <p>3. 旧通達に基づき実施された航空身体検査付加検査は、本基準に基づくものとみなす。</p> <p>附則(平成12年6月2日)</p> <p>1. この基準は、平成12年6月2日から適用する。</p> <p>附則(平成14年2月1日)</p> <p>1. この基準は、平成14年2月1日から適用する。</p>

「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」(平成12年1月28日制定 空航第100号・空乗第23号)
 一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
附則(平成15年4月8日) 1. この基準は、平成15年4月8日から適用する。	附則(平成15年4月8日) 1. この基準は、平成15年4月8日から適用する。
附則(平成16年8月25日) 1. この基準は、平成16年9月1日から適用する。 2. (削除)	附則(平成16年8月25日) 1. この基準は、平成16年9月1日から適用する。 2. (削除)
附則(平成19年5月28日) 1. この基準は、平成19年5月28日から適用する。	附則(平成19年5月28日) 1. この基準は、平成19年5月28日から適用する。
附則(平成23年6月30日) 1. この基準は、平成23年7月1日から適用する。	附則(平成23年6月30日) 1. この基準は、平成23年7月1日から適用する。
附則(平成24年6月1日) 1. この基準は、平成24年6月1日から適用する。 2. 当面の間、2-1のうち、無償運航については、60歳以上の操縦士を組み合わせる場合の基準は適用しないことができる。	附則(平成24年6月1日) 1. この基準は、平成24年6月1日から適用する。 2. 当面の間、2-1のうち、無償運航については、60歳以上の操縦士を組み合わせる場合の基準は適用しないことができる。
附則(平成27年3月30日) 1. この基準は、平成27年4月23日から適用する。	附則(平成27年3月30日) 1. この基準は、平成27年4月23日から適用する。
附則(平成30年6月12日) 1. この基準は、平成30年7月17日から適用する。	附則(平成30年6月12日) 1. この基準は、平成30年7月17日から適用する。
附則(令和元年7月8日) 1. この基準は、令和元年10月1日から適用する。 2. 本基準の適用日までに「運航規程審査要領細則」附則(令和元年7月5日、国空航第625号)2.の適用を受けた航空運送事業者に係る本基準2. 2-1(5)及び同2-2(2)⑥の適用については、同要領細則附則2.の適用において別途航空局安全部運航安全課長が定めた期間は、なお従前の例によるものとする。	附則(令和元年7月8日) 1. この基準は、令和元年10月1日から適用する。 2. 本基準の適用日までに「運航規程審査要領細則」附則(令和元年7月5日、国空航第625号)2.の適用を受けた航空運送事業者に係る本基準2. 2-1(5)及び同2-2(2)⑥の適用については、同要領細則附則2.の適用において別途航空局安全部運航安全課長が定めた期間は、なお従前の例によるものとする。
附則(令和〇年〇月〇日) 1. この基準は、令和〇年〇月〇日から適用する。	

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>平成19年5月28日制定（国空乗第92号） 平成22年4月28日一部改正（国空乗第64号） 平成23年6月29日一部改正（国空総第128号） 平成24年3月30日一部改正（国空航第19号） 平成25年11月27日一部改正（国空航第686号） 平成27年3月30日一部改正（国空航第1005号） 平成30年6月12日一部改正（国空航第182号） 令和2年12月22日一部改正（国空航第2715号） 令和4年3月29日一部改正（国空航第3037号） <u>令和〇年〇月〇日最終改正（国空安政第 号）</u></p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査付加検査実施要領</p> <p>1. 目的 本要領は、航空運送事業者が「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」（平成12年1月28日付空航第100号・空乗第23号）（以下「基準」という。）に基づいて60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合において、<u>運航の態様に</u>応じ、航空機乗組員が航空身体検査証明に係る検査に加えて受検すべき検査（以下「付加検査」という。）について、その検査方法、判定基準及び実施方法の詳細を定めることを目的とする。</p> <p>2. 検査項目、実施時期、検査方法等 (1) <u>基準2-1(7)、基準2-2(2)④及び基準2-2(5)</u>に規定する付加検査について、それぞれの実施時期及び項目は次のとおりとし、各項目の検査方法等について別紙1のとおり定める。</p> <p>ア. 60歳時に実施する検査項目（<u>基準2-2(5)</u>に該当する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医師問診 ② 安静時心電図 ③ 血清脂質検査 ④ ホルター心電図 ⑤ トレッドミル負荷心電図 ⑥ 心エコー検査 ⑦ 頭部MRI検査 	<p>平成19年5月28日制定（国空乗第92号） 平成22年4月28日一部改正（国空乗第64号） 平成23年6月29日一部改正（国空総第128号） 平成24年3月30日一部改正（国空航第19号） 平成25年11月27日一部改正（国空航第686号） 平成27年3月30日一部改正（国空航第1005号） 平成30年6月12日一部改正（国空航第182号） 令和2年12月22日一部改正（国空航第2715号） 令和4年3月29日<u>最終改正</u>（国空航第3037号）</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空身体検査付加検査実施要領</p> <p>1. 目的 本要領は、航空運送事業者が「航空運送事業に使用される航空機に60歳以上の航空機乗組員を乗務させる場合の基準」（平成12年1月28日付空航第100号・空乗第23号、<u>その後の改正を含む。</u>）（以下「基準」という。）に基づいて60歳以上の航空機乗組員（以下「<u>加齢航空機乗組員</u>」という。）を乗務させる場合において、<u>加齢航空機乗組員が</u>航空身体検査証明に係る検査に加えて受検すべき検査（以下「付加検査」という。）について、その検査方法、判定基準及び実施方法の詳細を定めることを目的とする。</p> <p>2. 検査項目、実施時期、検査方法等 (1) <u>基準2-1(7)及び基準2-2(2)④</u>に規定する付加検査の実施時期及び項目は次のとおりとし、各項目の検査方法等について別紙1のとおり定める。</p> <p>ア. 60歳時に実施する検査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医師問診 ② 安静時心電図 ③ 血清脂質検査 ④ ホルター心電図 ⑤ トレッドミル負荷心電図 ⑥ 心エコー検査 ⑦ 頭部MRI検査

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>イ. 65歳時に実施する検査項目（<u>基準2-1（7）又は基準2-2（2）④に該当する場合</u>） <u>上記アに規定する検査</u> ① 脳波検査 ② 冠動脈CT検査 ※検査項目②については、上記ア④～⑥の検査の結果、いずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合に実施する。</p> <p>ウ. 6ヶ月毎に実施する検査項目 ① 医師問診 ② 安静時心電図</p> <p>エ. 1年毎に実施する検査項目 ① 血清脂質検査</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3. 付加検査の申請 (1) 付加検査合格を必要とする乗務（65歳以上の航空機乗組員が行う基準2-1（国際航空運送事業に使用される航空機、又は国際航空輸送を除く航空運送事業に使用される客席数が60を超える航空機若しくは最大離陸重量が25,000キログラムを超える航空機）若しくはは基準2-2（国内において路線を定めて行う航空運送事業に使用される客席数が60以下で</p>	<p>イ. 65歳時に実施する検査項目 <u>上記アに規定する検査</u> ① 脳波検査 ② 冠動脈CT検査 ※検査項目②については、上記アのうち④から⑥の検査の結果、いずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合に実施する</p> <p>ウ. 6ヶ月毎に実施する検査項目 ① 医師問診 ② 安静時心電図</p> <p>エ. 1年毎に実施する検査項目 ① 血清脂質検査</p> <p><u>なお、基準2-2（2）④に規定する付加検査を受検しようとする場合は、本要領中「60歳時」を「62歳時」と読み替えてこれを適用する。</u></p> <p><u>(2) 60歳時に付加検査を受検しようとする者は、前項に定める付加検査の前（1ヶ月以内）に、スクリーニング検査として次に掲げる検査を実施することができるものとし、各検査項目の検査方法等について別紙2のとおり定める。①から④の全ての検査において判定基準に適合している場合には当該付加検査を免除する。免除になった場合には、指定航空身体検査医（以下「指定医」という。）は、付加検査の判定結果を航空身体検査付加検査結果通知書（様式-4）により申請者に通知するとともに、航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）結果報告書（様式-5）により航空局安全部安全政策課長に報告する。なお、同報告書にスクリーニング検査チェックリスト（様式-6）を添付する。一方、スクリーニング検査を実施した場合、判定基準のいずれかに適合していない場合は付加検査を実施する。</u></p> <p>① 医師問診 ② 血清脂質検査 ③ 安静時心電図 ④ 血圧検査</p> <p>3. 付加検査の申請 (1) <u>加齢航空機乗組員の乗務を希望する場合は、当該人の航空身体検査の記録（直近のもの）、付加検査データ（航空身体検査指定機関等で取得した別紙1に定める検査方法により実施した付加検査のデータをいう。以下同じ。）及びスクリーニング検査データ（航空身体検査指定機関等で取得した別紙2に定める検査方法により実施したスクリーニング検査</u></p>

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>あり、かつ、最大離陸重量が25,000キログラム以下の航空機）が適用される乗務、又は、<u>60歳以上の航空機乗組員が行う基準2-2（5）の特例（最小乗組員数が1人である航空機）が適用される乗務をいう。以下同じ。）を希望する者は、航空身体検査の記録（直近のもの）、付加検査データ（航空身体検査指定機関等で取得した別紙1に定める検査方法により実施した付加検査のデータをいう。以下同じ。）を添付した航空身体検査付加検査申請書（様式-1）を指定航空身体検査医（以下「指定医」という。）に提出しなければならない。</u></p>	<p><u>査のデータをいう。）を添付した航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）申請書（様式-1）を指定医に提出しなければならない。</u></p>
<p>(2) <u>（1）の指定医による航空身体検査及び付加検査の結果、航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付き合格（航空身体検査マニュアルII-4-3の対象者に限る。）の判定を受けた者（以下「大臣判定条件付き合格者」という。）については、付加検査合格を必要とする乗務についても、当該条件の範囲内で乗務可能とする。</u></p>	<p>(2) <u>（1）において、航空身体検査基準の一部に適合しないため国土交通大臣の判定を申請し、条件付き合格（航空身体検査マニュアルII-4-3の対象者に限る。）の判定を受けた者（以下「大臣判定条件付き合格者」という。）が加齢航空機乗組員としての乗務を希望する場合には、付加検査の申請に先立ち、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。</u></p>
<p>4. 付加検査の実施</p>	<p>4. 付加検査の実施</p>
<p>(1) <u>60歳時又は65歳時に実施する付加検査は、それぞれ満60歳又は満65歳に達する日から遡って6月を超えない日から受けることができる。なお、満60歳に達した日以降に、新たに60歳時の付加検査合格を必要とする乗務を行う場合は、検査実施時の年齢にかかわらず60歳時検査を受けなければならない。また満65歳に達した日以降に、新たに65歳時の付加検査合格を必要とする乗務を行う場合も同様である。</u></p>	<p>(1) <u>60歳時及び65歳時に実施する付加検査は、満60歳又は満65歳に達する日から遡ってそれぞれ6月を超えない日から受けることができる。ただし、満60歳に達した日以降、新たに付加検査を受ける場合は、検査実施時の年齢に拘らず60歳時検査を受けなければならない。</u></p>
<p><u>注：付加検査が必要な年齢については、基準2-1（7）、基準2-2（2）④及び基準2-2（5）の規定による。</u></p>	
<p>(2) <u>65歳時に実施する付加検査の判定については、航空身体検査証明及び付加検査の実施実績等を踏まえ、航空局により一定の検査判定レベルを有していることが確認された航空身体検査指定機関において行うこととする。</u> なお、脳波検査及び循環器関連の検査は以下のとおり実施し、当該指定機関に在籍する指定医は、これらの検査結果と他の航空身体検査結果を踏まえ、総合的に判定を行うこと。</p>	<p>(2) <u>65歳時に実施する付加検査の判定については、航空身体検査証明及び付加検査の実施実績等を踏まえ、航空身体検査指定機関のうち、航空局により一定の検査判定レベルを有していることが確認された機関が実施することとする。</u> なお、脳波検査及び循環器関連の検査については、以下のとおり実施し、当該指定機関に在籍する指定医は、これらの検査結果と他の航空身体検査結果を踏まえ、総合的に判定を行うこと。</p>
<p>① 脳波検査について 脳波の検査に当たっては、てんかんのリスクを厳密に判定するため、日本てんかん学会が認定するてんかん専門医が在籍する機関において脳波検査を実施し、検査結果については当該専門医が判読したものを、指定医に提供すること。</p>	<p>① 脳波検査について 脳波の検査に当たっては、てんかんのリスクを厳密に判定するため、日本てんかん学会が認定するてんかん専門医が在籍する機関において脳波検査を実施し、検査結果については当該専門医が判読したものを、指定医に提供すること。</p>
<p>② 循環器関連の検査について 65歳時に実施する付加検査における循環器関連の検査については、トレッドミル負荷心電図、ホルター心電図及び心エコー検査の検査結果を適切に判読できる専門医が在籍する機関において精度の高い検査を実施し、当該検査結果のいずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合には、同機関において冠動脈</p>	<p>② 循環器関連の検査について 65歳時に実施する付加検査における循環器関連の検査については、トレッドミル負荷心電図、ホルター心電図及び心エコー検査の検査結果を適切に判読できる専門医が在籍する機関において精度の高い検査を実施し、当該検査結果のいずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合には、同機関において冠動脈</p>

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>CT検査を実施し、その結果を前記専門医が判読したものを、上記検査結果と併せて指定医に提供すること。</p>	<p>CT検査を実施し、その結果を前記専門医が判読したものを、上記検査結果と併せて指定医に提供すること。</p>
<p>(3) (2)に基づき65歳時の付加検査の判定を行おうとする航空身体検査指定機関は、65歳時航空身体検査付加検査実施申請書（様式－6）により、航空局に申請すること。</p>	<p>(3) 同項(2)で規定する、65歳時に実施する付加検査の判定を行おうとする航空身体検査指定機関は、65歳時航空身体検査付加検査実施申請書（様式－7）により、航空局に申請すること。</p>
<p>5. 大臣判定条件付き合格者等の取扱い</p>	<p>5. 大臣判定条件付き合格者等の取扱い</p>
<p>(1) 初回の付加検査の実施時期以前から大臣判定による条件付合格を受けている者が新たに付加検査合格を必要とする乗務を希望する場合は、60歳又は65歳の誕生日から遡って6月以内に航空身体検査を受検し、大臣判定の申請を行うこと。この場合、付加検査合格を必要とする乗務を希望する旨を付記し、過去の疾病の記録、乗務制限等に関するデータを提出すること。 注：付加検査を受けるべき年齢については、基準2－1（7）、基準2－2（2）④及び基準2－2（5）の規定による。</p>	<p>(1) 大臣判定条件付き合格者で、引き続き加齢航空機乗組員としての乗務を希望する者は、60歳の誕生日から遡って6か月以内に航空身体検査を受検し、大臣判定の申請を行う。この場合、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記し、付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。なお、この際、過去の疾病の記録、乗務制限、スクリーニング検査（当該検査を受検した場合）等に関するデータを提出すること。</p>
<p>(2) 航空身体検査及び付加検査の結果、新たに航空身体検査基準の一部に適合しなくなった者が付加検査合格を必要とする乗務を希望する場合は、指定医の指導のもとに必要な検査・治療等を受けたうえで、付加検査合格を必要とする乗務を希望する旨を付記して大臣判定の申請を行うこと。</p>	<p>(2) 航空身体検査の結果、新たに航空身体検査基準の一部に適合しなくなった者で、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する者は、指定医の指導のもとに、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記して付加検査受検の可否について国土交通大臣の判定を仰がなければならない。</p>
<p>(3) その他、現に付加検査合格を必要とする乗務を行っている航空機乗組員が大臣判定の申請を行う場合は、その旨を付記して申請すること。</p>	<p>(3) 加齢航空機乗組員が大臣判定を申請する場合（上記（1）及び（2）を除く。）は、加齢航空機乗組員としての乗務を行っている旨を付記して申請する。</p>
<p>6. 付加検査結果の判定等</p>	<p>6. 付加検査結果の判定等</p>
<p>(1) 付加検査の結果の判定は、指定医が別紙1の判定基準に基づき行う。</p>	<p>(1) 付加検査の結果の判定は、指定医が別紙1の判定基準に基づき行う。</p>
<p>(2) 指定医は、大臣判定時に付加検査合格を必要とする乗務が可能と判定された場合においては、付加検査における当該項目の判定についても、検査時に変化が見られない限り適合とすることができる。</p>	<p>(2) 指定医は、大臣判定時に付加検査の受検が可能と判定された場合においては、付加検査及びスクリーニング検査における当該項目の判定についても、検査時に変化が見られない限り適合とすることができる。</p>
<p>(3) 指定医は、付加検査の判定結果を航空身体検査付加検査結果通知書（様式－4）により申請者に通知するとともに、航空身体検査付加検査結果報告書（様式－5）により航空局安全部安全政策課長に報告する。</p>	<p>(3) 指定医は、付加検査の判定結果を航空身体検査付加検査結果通知書（様式－4）により申請者に通知するとともに、航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）結果報告書（様式－5）により航空局安全部安全政策課長に報告する。なお、同報告書にスクリーニング検査チェックリスト（様式－6）を添付する。</p>
<p>(4) 付加検査の結果不合格となった者が付加検査合格を必要とする乗務を希望する場合は、指定医の指導のもとに必要な検査・治療等を受けたうえで、付加検査合格を必要とする乗務を希望する旨を付記して大臣判定の申請を行うこと。</p>	<p>(4) 付加検査の結果不合格となった者が加齢航空機乗組員として乗務することについて国土交通大臣の判定を受けようとする場合には、指定医の指導のもとに、加齢航空機乗組員としての乗務を希望する旨を付記して大臣判定の申請を行うこと。</p>

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>7. その他 航空運送事業者は、自社の健康管理体制において付加検査合格を必要とする乗務を行う航空機乗組員の健康状態を把握するとともに、付加検査合格を必要とする乗務を行う航空機乗組員が身体検査基準に適合しない等心身上の理由により付加検査の受検を中止する場合には、指定医を通じ航空局安全部安全政策課長にその旨報告する。</p> <p>附則（平成19年5月28日） 1. 本要領は、平成19年5月28日から適用する。 2. 本要領の適用により、「航空身体検査付加検査に係る運用について（平成16年8月25日付国空乗第191号）」は、廃止する。</p> <p>附則（平成22年4月28日） 1. 本要領は、平成22年4月28日から適用する。</p> <p>附則（平成23年6月29日） 1. 本要領は、平成23年7月1日から適用する。</p> <p>附則（平成24年3月30日） 1. 本要領は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附則（平成25年11月27日） 1. 本要領は、平成25年12月20日から適用する。</p> <p>附則（平成27年3月30日） 1. 本要領は、平成27年4月23日から適用する。</p> <p>附則（平成30年6月12日） 1. 本要領は、平成30年7月17日から適用する。</p> <p>附則（令和2年12月22日） 1. この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附則（令和4年3月29日） 1. この改正通達は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>附則（令和〇年〇月〇日） 1. この基準は、令和〇年〇月〇日から適用する。</p>	<p>7. その他 航空運送事業者は、自社の健康管理体制において加齢航空機乗組員の健康状態を把握するとともに、加齢航空機乗組員が身体検査基準に適合しない等心身上の理由により付加検査の更新を行わない場合には、指定医を通じ航空局安全部安全政策課長にその旨報告する。</p> <p>附則（平成19年5月28日） 1. 本要領は、平成19年5月28日から適用する。 2. 本要領の適用により、「航空身体検査付加検査に係る運用について（平成16年8月25日付国空乗第191号）」は、廃止する。</p> <p>附則（平成22年4月28日） 1. 本要領は、平成22年4月28日から適用する。</p> <p>附則（平成23年6月29日） 1. 本要領は、平成23年7月1日から適用する。</p> <p>附則（平成24年3月30日） 1. 本要領は、平成24年4月1日から適用する。</p> <p>附則（平成25年11月27日） 1. 本要領は、平成25年12月20日から適用する。</p> <p>附則（平成27年3月30日） 1. 本要領は、平成27年4月23日から適用する。</p> <p>附則（平成30年6月12日） 1. 本要領は、平成30年7月17日から適用する。</p> <p>附則（令和2年12月22日） 1. この改正通達は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p>附則（令和4年3月29日） 1. この改正通達は、令和4年4月1日から適用する。</p>

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後			改正前		
別紙1			別紙1		
付加検査に関する検査方法等について			付加検査に関する検査方法等について		
付加検査項目	検査方法	判定基準	付加検査項目	検査方法	判定基準
①医師問診	航空機乗組員付加検査用医療情報提供書（様式二2）、航空機乗組員付加検査用健康調査票（様式三3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。	異常所見が無いこと。	①医師問診	加齢航空機乗組員用医療情報提供書（様式二2）、加齢航空機乗組員用健康調査票（様式三3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。	異常所見が無いこと。
②安静時心電図	標準12誘導法により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-2、3-3及び3-8に準ずる。	②安静時心電図	標準12誘導法により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-2、3-3及び3-8に準ずる。
③血清脂質検査	空腹時採血により血清総コレステロール、中性脂肪、LDL-Cコレステロール及びHDL-Cコレステロールを測定する。	血清脂質検査に異常を認めた場合は、重大な動脈硬化性疾患が無いことを確認する。	③血清脂質検査	空腹時採血により血清総コレステロール、中性脂肪、LDL-Cコレステロール及びHDL-Cコレステロールを測定する。	血清脂質検査に異常を認めた場合は、重大な動脈硬化性疾患が無いことを確認する。
④ホルター心電図	ホルター心電計を用いて2チャンネルで24時間の連続測定を行う。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-8に準ずる。	④ホルター心電図	ホルター心電計を用いて2チャンネルで24時間の連続測定を行う。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-8に準ずる。
⑤トレッドミル負荷心電図	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国空航第688号）による。	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国空航第688号）による。	⑤トレッドミル負荷心電図	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国空航第688号）による。	運動負荷心電図検査について（平成25年11月27日制定 国空航第688号）による。
⑥心エコー検査	超音波心断層法により実施する。	マニュアルⅢ-3-2、3、4、5、6及び7に準ずる。	⑥心エコー検査	超音波心断層法により実施する。	マニュアルⅢ-3-2、3、4、5、6及び7に準ずる。
⑦頭部MRI検査	頭頂部から延髄（大後頭孔部）までの範囲を、前交連と後交連を結ぶライン（A C - P C i n e）に平行に、5または6mmスライス厚でおよそ20枚撮影する。撮像シーケンスはT1強調、T2強調、FLAIR法の3パターンの水平断で行う。	重大な脳萎縮、脳室拡大または脳梗塞等の異常所見がないこと。	⑦頭部MRI検査	頭頂部から延髄（大後頭孔部）までの範囲を、前交連と後交連を結ぶライン（A C - P C i n e）に平行に、5または6mmスライス厚でおよそ20枚撮影する。撮像シーケンスはT1強調、T2強調、FLAIR法の3パターンの水平断で行う。	重大な脳萎縮、脳室拡大または脳梗塞等の異常所見がないこと。
⑧脳波検査	航空身体検査マニュアル 附録1-1による。	航空身体検査マニュアルⅢ-8-4に準ずる。	⑧脳波検査	航空身体検査マニュアル 附録1-1による。	航空身体検査マニュアルⅢ-8-4に準ずる。
⑨冠動脈CT検査	6.4列以上のMDCT（Multi-detector-rowCT）により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-8に準ずる。	⑨冠動脈CT検査	6.4列以上のMDCT（Multi-detector-rowCT）により実施する。	航空身体検査マニュアルⅢ-3-8に準ずる。
<p>（注）冠動脈CT検査については、上記の④ホルター心電図、⑤トレッドミル負荷心電図、⑥心エコー検査の検査結果のいずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合に実施する</p>			<p>（注）冠動脈CT検査については、上記の④ホルター心電図、⑤トレッドミル負荷心電図、⑥心エコー検査の検査結果のいずれかに心筋虚血所見（疑いを含む）が認められた場合に実施する</p>		

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成 19 年 5 月 28 日制定 国空乗第 92 号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前															
削除	別紙2															
	スクリーニング検査に関する検査方法等について															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">付加検査項目</th> <th style="text-align: center;">検査方法</th> <th style="text-align: center;">判定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 医師問診</td> <td>加齢航空機乗組員用医療情報提供書（様式-2）、加齢航空機乗組員用健康調査票（様式-3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。</td> <td>異常所見が無いこと。</td> </tr> <tr> <td>② 血清脂質検査</td> <td>空腹時採血により、LDL-コレステロール及びHDL-コレステロールを測定する。なお、脂質異常症を治療するための医薬品を使用している場合は、評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。</td> <td>・LDL-コレステロール120mg/dL未満かつHDL-コレステロール40mg/dL以上であること。</td> </tr> <tr> <td>③ 安静時心電図</td> <td>標準12誘導法により実施する。</td> <td>航空身体検査マニュアルに定める不適合状態及び別紙3に定める検討項目に異常所見が認められないこと。</td> </tr> <tr> <td>④ 血圧検査</td> <td>降圧薬を使用している場合も含めて、検査上の注意及び評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。</td> <td>収縮期血圧130mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg未満であること。</td> </tr> </tbody> </table>	付加検査項目	検査方法	判定基準	① 医師問診	加齢航空機乗組員用医療情報提供書（様式-2）、加齢航空機乗組員用健康調査票（様式-3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。	異常所見が無いこと。	② 血清脂質検査	空腹時採血により、LDL-コレステロール及びHDL-コレステロールを測定する。なお、脂質異常症を治療するための医薬品を使用している場合は、評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。	・LDL-コレステロール120mg/dL未満かつHDL-コレステロール40mg/dL以上であること。	③ 安静時心電図	標準12誘導法により実施する。	航空身体検査マニュアルに定める不適合状態及び別紙3に定める検討項目に異常所見が認められないこと。	④ 血圧検査	降圧薬を使用している場合も含めて、検査上の注意及び評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。	収縮期血圧130mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg未満であること。
付加検査項目	検査方法	判定基準														
① 医師問診	加齢航空機乗組員用医療情報提供書（様式-2）、加齢航空機乗組員用健康調査票（様式-3）及び詳細な現病歴・既往歴の聴取による。	異常所見が無いこと。														
② 血清脂質検査	空腹時採血により、LDL-コレステロール及びHDL-コレステロールを測定する。なお、脂質異常症を治療するための医薬品を使用している場合は、評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。	・LDL-コレステロール120mg/dL未満かつHDL-コレステロール40mg/dL以上であること。														
③ 安静時心電図	標準12誘導法により実施する。	航空身体検査マニュアルに定める不適合状態及び別紙3に定める検討項目に異常所見が認められないこと。														
④ 血圧検査	降圧薬を使用している場合も含めて、検査上の注意及び評価上の注意等について航空身体検査マニュアルに準ずること。	収縮期血圧130mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg未満であること。														

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成 19 年 5 月 28 日制定 国空乗第 92 号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
削除	別紙 3 スクリーニング検査における安静時心電図の検討項目 スクリーニング検査における安静時心電図を判読するにあたり、心房細動をはじめとする加齢に伴う心疾患の増加を念頭におき、以下の項目についてより詳細に検討するものとする。 ①心房細動（発作性を含む）をはじめとする調律異常 ②虚血性心疾患に伴うST-T変化 ③後天性弁膜疾患や心筋障害に伴う心房・心室負荷の所見 (注) 上記①～③を過去の安静時心電図と比較する等、微細な変化（経年的変化を含む）を十分に検討した結果、何らかの心疾患が疑われる場合は本検査を実施すること。 また、安静時心電図の医師記入欄には所見や検討結果を記述しておくこと。

改正後

改正前

様式-1

様式-1

航空身体検査付加検査申請書

年 月 日

指定航空身体検査医
殿

申請者 氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

満 年 齢 _____ 歳

会 社 名 _____

技能証明番号 _____

検査開始日 _____ 年 月 日

下記の検査を受けたいので申請します。

申請区分 1. 満60歳時に実施する検査

2. 満65歳時に実施する検査

3. 60歳を超えて6ヶ月・1年毎に実施する検査

航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）申請書

年 月 日

指定航空身体検査医
殿

申請者 氏 名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日

満 年 齢 _____ 歳

会 社 名 _____

技能証明番号 _____

検査開始日 _____ 年 月 日

下記の検査を受けたいので申請します。

申請区分 1. 満60歳時に実施する検査

2. 満65歳時に実施する検査

3. 60歳を超えて6ヶ月・1年毎に実施する検査

改正後

改正前

様式-2

様式-2

航空機乗組員付加検査用医療情報提供書

氏 名
生 年 月 日
技能証明番号

BMI
血圧
喫煙 (無、有 本/日)

直近の航空身体検査等についての情報
内科的側面 (脂質異常症・糖尿病等危険因子に関するコメントも含む)

外科・整形外科的側面

眼科的側面

耳鼻科的側面

精神科的側面

過去6ヶ月間の健康状態について
疲労度・睡眠状況について

薬品使用について

精神面について

その他

総合コメント

年 月 日
医療機関
医 師

加齢航空機乗組員用医療情報提供書

氏 名
生 年 月 日
技能証明番号

BMI
血圧
喫煙 (無、有 本/日)

直近の航空身体検査等についての情報
内科的側面 (脂質異常症・糖尿病等危険因子に関するコメントも含む)

外科・整形外科的側面

眼科的側面

耳鼻科的側面

精神科的側面

過去6ヶ月間の健康状態について
疲労度・睡眠状況について

薬品使用について

精神面について

その他

総合コメント

年 月 日
医療機関
医 師

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後		改正前	
<p>様式-3</p> <p style="text-align: center;">航空機乗組員付加検査用健康調査票</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>氏 名 生 年 月 日 技能証明番号</p> <p>最近6ヶ月間の、あなたの状況（期間について説明のある場合を除き）について 下記の質問のうち該当する答えを○で囲み、記載してください</p>		<p>様式-3</p> <p style="text-align: center;">加齢航空機乗組員用健康調査票</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>氏 名 生 年 月 日 技能証明番号</p> <p>最近6ヶ月間の、あなたの状況（期間について説明のある場合を除き）について 下記の質問のうち該当する答えを○で囲み、記載してください</p>	
1.	最近の身体の具合や体調は普通である	Yes	No
2.	食欲は普通にある	Yes	No
3.	胃・腸の具合（便通ふくむ）が悪いことがある	Yes	No
4.	夜よく眠れない	Yes	No
5.	睡眠中に一時的に息を止めていることを指摘されることがある	Yes	No
6.	朝方は一番気分が良い	Yes	No
7.	疲れやすい、何をしても楽しくない、やる気が出ない	Yes	No
8.	落ち着かず、じっとしていられたらなかったり、いらいらすることがある	Yes	No
9.	見ている中心が（ぼけたり、変形したり、色づいて）見えることがある	Yes	No
10.	ちらちら、ごみが浮いて見える	Yes	No
11.	まぶしく感じることが多い	Yes	No
12.	鼻先や頬口などにくしゃみやよぐ出たり、鼻閉、鼻汁がでる	Yes	No
13.	以前より聴きにくいと感じる	Yes	No
14.	めまいや耳鳴りを感じる	Yes	No
15.	乗務中に、耳閉感を、時々感じる	Yes	No
16.	のどに異物感を感じる	Yes	No
17.	急に後ろをふりむくと、ふらつくことがある	Yes	No
18.	脳貧血や立ちくらみを時々おこす	Yes	No
19.	関節（指・手・膝等）が痛むことがある	Yes	No
20.	腰痛を感じることもある（乗務制限中、制限なし）	Yes	No
21.	胸に違和感や痛みを感じることもある	Yes	No
22.	動悸・息切れを感じることもある	Yes	No
23.	酒を飲まないで寝つけないことが多い	Yes	No
24.	せめて今日だけは酒を飲むまいと思っても、つい飲んでしまうことが多い	Yes	No
25.	過去6ヶ月間に医療機関を受診した	Yes	No
Yesの場合詳細			
26.	過去1年間に1週間以上の病欠をした	Yes	No
Yesの場合詳細			
現在常用している薬品がある		Yes	No
27.	いつから 何のために（病名・症状） 何を（クスリ名）		
過去6ヶ月間に薬品（点眼薬・点鼻薬・外用薬も含む）を用いた		Yes	No
28.	いつからいつまで 何のために（病名・症状） 何を（薬品名） 現在は（中止・継続）している 現在の状態は（完全に良い・まだ良くない）		
アルコールはどの位飲みますか			
29.	毎日 週/月に () 日程度 飲まない 一回量 ビール () ml ・ 日本酒 () 合 ・ ワイン () ml ウイスキー（シングルで） () 杯 ・ 焼酎 () 合 その他 ()		
30.	喫煙をしますか	Yes	No
Yesの場合 () 本/日			
1.	最近の身体の具合や体調は普通である	Yes	No
2.	食欲は普通にある	Yes	No
3.	胃・腸の具合（便通ふくむ）が悪いことがある	Yes	No
4.	夜よく眠れない	Yes	No
5.	睡眠中に一時的に息を止めていることを指摘されることがある	Yes	No
6.	朝方は一番気分が良い	Yes	No
7.	疲れやすい、何をしても楽しくない、やる気が出ない	Yes	No
8.	落ち着かず、じっとしていられたなかったり、いらいらすることがある	Yes	No
9.	見ている中心が（ぼけたり、変形したり、色づいて）見えることがある	Yes	No
10.	ちらちら、ごみが浮いて見える	Yes	No
11.	まぶしく感じるが多い	Yes	No
12.	鼻先や頬口などにくしゃみやよぐ出たり、鼻閉、鼻汁がでる	Yes	No
13.	以前より聴きにくいと感じる	Yes	No
14.	めまいや耳鳴りを感じる	Yes	No
15.	乗務中に、耳閉感を、時々感じる	Yes	No
16.	のどに異物感を感じる	Yes	No
17.	急に後ろをふりむくと、ふらつくことがある	Yes	No
18.	脳貧血や立ちくらみを時々おこす	Yes	No
19.	関節（指・手・膝等）が痛むことがある	Yes	No
20.	腰痛を感じることもある（乗務制限中、制限なし）	Yes	No
21.	胸に違和感や痛みを感じることもある	Yes	No
22.	動悸・息切れを感じることもある	Yes	No
23.	酒を飲まないで寝つけないことが多い	Yes	No
24.	せめて今日だけは酒を飲むまいと思っても、つい飲んでしまうことが多い	Yes	No
25.	過去6ヶ月間に医療機関を受診した	Yes	No
Yesの場合詳細			
26.	過去1年間に1週間以上の病欠をした	Yes	No
Yesの場合詳細			
現在常用している薬品がある		Yes	No
27.	いつから 何のために（病名・症状） 何を（クスリ名）		
過去6ヶ月間に薬品（点眼薬・点鼻薬・外用薬も含む）を用いた		Yes	No
28.	いつからいつまで 何のために（病名・症状） 何を（薬品名） 現在は（中止・継続）している 現在の状態は（完全に良い・まだ良くない）		
アルコールはどの位飲みますか			
29.	毎日 週/月に () 日程度 飲まない 一回量 ビール () ml ・ 日本酒 () 合 ・ ワイン () ml ウイスキー（シングルで） () 杯 ・ 焼酎 () 合 その他 ()		
30.	喫煙をしますか	Yes	No
Yesの場合 () 本/日			

改正後

様式4

航空身体検査付加検査結果通知書

年 月 日

殿

貴殿から申請のあった下記検査の判定結果を通知します。

記

申請日 年 月 日
付加検査受検日 年 月 日

	検査区分	判定結果
(1)	満60歳時の検査	合格 ・ 不合格
(2)	満65歳時の検査 脳波検査 (実施医療機関：) (判定医名：) ホルター心電図、トレッドミル負荷心電図、心エコー。(冠動脈CT検査) (実施医療機関：) (判定医名：)	合格 ・ 不合格
(3)	6ヶ月・1年毎の検査	合格 ・ 不合格
備考 (不合格の理由)		

年 月 日

航空身体検査指定機関
指定航空身体検査医

改正前

様式4

航空身体検査付加検査結果通知書

年 月 日

殿

貴殿から申請のあった下記検査の判定結果を通知します。

記

申請日 年 月 日
付加検査受検日 年 月 日

	検査区分	判定結果
(1)	満60歳時の検査	免除 ・ 合格 ・ 不合格
(2)	満65歳時の検査 脳波検査 (実施医療機関：) (判定医名：) ホルター心電図、トレッドミル負荷心電図、心エコー。(冠動脈CT検査) (実施医療機関：) (判定医名：)	合格 ・ 不合格
(3)	6ヶ月・1年毎の検査	合格 ・ 不合格
備考 (不合格の理由)		

年 月 日

航空身体検査指定機関
指定航空身体検査医

改正後

改正前

様式-5

航空身体検査付加検査結果報告書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
安全政策課長 殿

航空身体検査指定機関
指定航空身体検査医

下記 ほか 名に係る検査結果を別添のとおり報告します。

記

様式-5

航空身体検査付加検査（スクリーニング検査）結果報告書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
安全政策課長 殿

航空身体検査指定機関
指定航空身体検査医

下記 ほか 名に係る検査結果を別添のとおり報告します。

記

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成 19 年 5 月 28 日制定 国空乗第 92 号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前																																	
削除	<p>様式－6</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">スクリーニング検査チェックリスト</p> <p>氏 名 生 年 月 日 技 能 証 明 番 号</p> <p>スクリーニング検査の結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">判定基準</th> <th style="width: 20%;">検査結果</th> <th style="width: 20%;">判定結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">医師問診</td> <td style="text-align: center;">異常所見なし</td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 格 ・ 不 合 格</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">血清脂質検査</td> <td style="text-align: center;">HDLコレステロール40mg/dl以上</td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 格 ・ 不 合 格</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">LDLコレステロール120mg/dl未満</td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 格 ・ 不 合 格</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">安静時心電図</td> <td style="text-align: center;">航空身体検査マニュアルの不適合状態なし</td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 格 ・ 不 合 格</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">別紙 3 に定める異常所見なし</td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 格 ・ 不 合 格</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">血圧検査</td> <td style="text-align: center;">収縮期血圧130mmHg未満</td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 格 ・ 不 合 格</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">拡張期血圧85mmHg未満</td> <td></td> <td style="text-align: center;">合 格 ・ 不 合 格</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">付加検査</td> <td style="text-align: center;">実 施 ・ 免 除</td> </tr> </tbody> </table> </div>		判定基準	検査結果	判定結果	医師問診	異常所見なし		合 格 ・ 不 合 格	血清脂質検査	HDLコレステロール40mg/dl以上		合 格 ・ 不 合 格	LDLコレステロール120mg/dl未満		合 格 ・ 不 合 格	安静時心電図	航空身体検査マニュアルの不適合状態なし		合 格 ・ 不 合 格	別紙 3 に定める異常所見なし		合 格 ・ 不 合 格	血圧検査	収縮期血圧130mmHg未満		合 格 ・ 不 合 格	拡張期血圧85mmHg未満		合 格 ・ 不 合 格	付加検査			実 施 ・ 免 除
	判定基準	検査結果	判定結果																															
医師問診	異常所見なし		合 格 ・ 不 合 格																															
血清脂質検査	HDLコレステロール40mg/dl以上		合 格 ・ 不 合 格																															
	LDLコレステロール120mg/dl未満		合 格 ・ 不 合 格																															
安静時心電図	航空身体検査マニュアルの不適合状態なし		合 格 ・ 不 合 格																															
	別紙 3 に定める異常所見なし		合 格 ・ 不 合 格																															
血圧検査	収縮期血圧130mmHg未満		合 格 ・ 不 合 格																															
	拡張期血圧85mmHg未満		合 格 ・ 不 合 格																															
付加検査			実 施 ・ 免 除																															

「航空身体検査付加検査実施要領」（平成19年5月28日制定 国空乗第92号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後

様式-6

65歳時航空身体検査付加検査実施申請書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
安全政策課長 殿

航空身体検査指定機関

65歳時に実施する航空身体検査付加検査を実施したいので申請します。

記

実 施 機 関	
実 施 指 定 医	
脳波検査実施医療機関及び判定医	
循環器関連の検査実施医療機関及び判定医	

改正前

様式-7

65歳時航空身体検査付加検査実施申請書

年 月 日

国土交通省航空局安全部
安全政策課長 殿

航空身体検査指定機関

65歳時に実施する航空身体検査付加検査を実施したいので申請します。

記

実 施 機 関	
実 施 指 定 医	
脳波検査実施医療機関及び判定医	
循環器関連の検査実施医療機関及び判定医	

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」（平成28年6月2日制定 国空航第1389号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>平成28年6月2日制定（国空航第1389号） 平成31年1月31日一部改正（国空航第2282号） 令和4年3月29日一部改正（国空航第3037号） 令和〇年〇月〇日最終改正（国空安政第 号）</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空機乗組員等の健康管理に関する基準</p>	<p>平成28年6月2日制定（国空航第1389号） 平成31年1月31日一部改正（国空航第2282号） 令和4年3月29日最終改正（国空航第3037号）</p> <p style="text-align: right;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空機乗組員の健康管理に関する基準</p>
<p>1. 目的 この基準は、航空機乗組員（以下「乗員」という。）及び客室乗務員の健康管理に関する基準を定め、乗員等の健康を維持するとともに、乗員の航空身体検査基準への不適合等による運航への影響を回避することにより航空機の安全かつ安定的な運航を確保することを目的とする。</p>	<p>1. 目的 この基準は、航空機乗組員（以下「乗員」という。）の健康管理に関する基準を定め、乗員の健康を維持するとともに、航空身体検査基準への不適合等による運航への影響を回避することにより航空機の安全かつ安定的な運航を確保することを目的とする。</p>
<p>2. 適用</p> <p>2-1 本基準の適用対象は、最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機を使用して、路線を定めて一定の日時により航行する本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）とする。なお、事業者にあつては、本基準に基づく各事項について、適宜、運航規程（附属書を含む）に定めること。</p> <p>2-2 日常における乗員及び客室乗務員のアルコール摂取状況や影響等についても健康管理の対象と位置づけること。</p>	<p>2. 適用</p> <p>2-1 本基準の適用対象は、最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機を使用して、路線を定めて一定の日時により航行する本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）とする。なお、事業者にあつては、本基準に基づく各事項について、適宜、運航規程（附属書を含む）に定めること。</p> <p>2-2 日常における乗員のアルコール摂取状況や影響等についても健康管理の対象と位置づけること。</p>
<p>3. 事業者における乗員の健康管理体制</p> <p>3-1 健康管理部門</p> <p>(1) 事業者は、健康管理部門に、次に定める要件を満たす医師（以下「乗員健康管理医」という。）を配置すること。</p> <p>① 航空身体検査証明についての国土交通大臣が行う講習会において、航空身体検査証明制度及び航空医学に関する知識を習得し、3年を経過していない者であること。</p> <p>② 乗員の日常の健康管理に関する医学的事項を職務とすることが、事業者との契約等により明文化されている者であること。</p> <p>(2) 事業者は、乗員健康管理医のほかに、健康管理部門に、次に定める要件を満たす人員（以下「健康管理担当者」という。）を配置すること。</p> <p>① 航空身体検査証明についての国土交通大臣が行う講習会において、航空身体検査証明制度及び航空医学に関する知識を習得し、3年を経過していない者であること。</p> <p>② 乗員の日常の健康管理に関する事務及び航空身体検査証明に関する事務を行う者であること。</p> <p>(3) 事業者は、乗員の健康管理を適正に実施するために十分な数の乗員健康管理医及び健康管理担当者を配置すること。</p>	<p>3. 事業者における乗員の健康管理体制</p> <p>3-1 健康管理部門</p> <p>(1) 事業者は、健康管理部門に、次に定める要件を満たす医師（以下「乗員健康管理医」という。）を配置すること。</p> <p>① 航空身体検査証明についての国土交通大臣が行う講習会において、航空身体検査証明制度及び航空医学に関する知識を習得し、3年を経過していない者であること。</p> <p>② 乗員の日常の健康管理に関する医学的事項を職務とすることが、事業者との契約等により明文化されている者であること。</p> <p>(2) 事業者は、乗員健康管理医のほかに、健康管理部門に、次に定める要件を満たす人員（以下「健康管理担当者」という。）を配置すること。</p> <p>① 航空身体検査証明についての国土交通大臣が行う講習会において、航空身体検査証明制度及び航空医学に関する知識を習得し、3年を経過していない者であること。</p> <p>② 乗員の日常の健康管理に関する事務及び航空身体検査証明に関する事務を行う者であること。</p> <p>(3) 事業者は、乗員の健康管理を適正に実施するために十分な数の乗員健康管理医及び健康管理担当者を配置すること。</p>

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」（平成28年6月2日制定 国空航第1389号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(4) 事業者は、乗員健康管理医、健康管理担当者、乗員及び関連部門が相互に連絡を取り合い、乗員の同意の下に必要な情報を共有することが可能となるよう措置すること。</p> <p>3-2 事業者と航空身体検査指定機関及び指定航空身体検査医との関係</p> <p>(1) 事業者は、乗員の航空身体検査証明について、特定の航空身体検査指定機関と契約（以下「契約指定機関」という。）し、当該機関に所属する指定航空身体検査医（以下「指定医」という。）に実施させるよう措置すること。なお、契約指定機関に所属する指定医は、契約元事業者の乗員健康管理医を兼ねてはならない。</p> <p>(2) 事業者は、乗員健康管理医及び健康管理担当者と契約指定機関及び指定医との間で、必要に応じ相互に連絡を取り合い、乗員の同意の下に必要な情報を共有することが可能となるよう措置すること。</p> <p>4. 事業者による乗員等の日常の健康管理</p> <p>4-1 乗員等の健康状態の把握等</p> <p>(1) 事業者は、航空身体検査証明の有効性を適切に管理するため、以下の措置を講じること。</p> <p>① 乗員の採用時（航空会社間の転籍を含む）及び航空身体検査証明が行われた際には、最新の航空身体検査証明申請書の内容を確認し、既往歴や通院歴、服薬状況、過去の航空身体検査の状況等について十分に把握すること。また、航空身体検査証明有効期間を確実に把握し乗務管理を適切に行うこと。</p> <p>② 国土交通大臣の判定において、航空身体検査基準の一部に適合しない原因となった傷病の症状の検査等を受けるべきことの指示があった場合には、確実にその内容を把握し検査等を実施させること。</p> <p>③ <u>乗員が将来にわたって航空身体検査基準に適合するために特にフォローすべき項目（血清脂質、血圧、血糖及び体格指数）についても、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）による定期健康診断等の結果により把握すること。</u></p> <p>④ <u>労働安全衛生法による定期健康診断等の結果、航空身体検査証明の参考とするために必要があると認める場合には、乗員の同意の下に3-2（2）により契約指定機関及び指定医へ必要な情報を共有することが可能となるよう措置すること。</u></p> <p>(2) 事業者は、乗員に対し外部の医療機関において診療を受けた場合であって、航空身体検査証明に影響を与える可能性があるときは、その内容を健康管理部門等に報告するよう指導し、必要に応じて診断書等を遅滞なく提出させること。</p> <p>(3) 事業者は、乗員に日常接する職員や乗員が、ある乗員について体調不良等により航空業務に支障を来すおそれがあると認められた場合等、速やかに健康管理部門等へ情報提供できる仕組みを整備すること。</p> <p>(4) <u>事業者は、アルコール依存症の乗員・客室乗務員や、日常的に飲酒量が多くアルコールへの依存傾向にある乗員・客室乗務員を早期に特定するため、乗員・客室乗務員の飲酒傾向を把握する等の対策を講じるとともに、外部の相談窓口（精神保健福祉センター、保健所等）やピアサポートの活用等により、乗員・客室乗務員が安心して飲酒に関する相談をできる環境を構築すること。</u></p>	<p>(4) 事業者は、乗員健康管理医、健康管理担当者、乗員及び関連部門が相互に連絡を取り合い、乗員の同意の下に必要な情報を共有することが可能となるよう措置すること。</p> <p>3-2 事業者と航空身体検査指定機関及び指定航空身体検査医との関係</p> <p>(1) 事業者は、乗員の航空身体検査証明について、特定の航空身体検査指定機関と契約（以下「契約指定機関」という。）し、当該機関に所属する指定航空身体検査医（以下「指定医」という。）に実施させるよう措置すること。なお、契約指定機関に所属する指定医は、契約元事業者の乗員健康管理医を兼ねてはならない。</p> <p>(2) 事業者は、乗員健康管理医及び健康管理担当者と契約指定機関及び指定医との間で、必要に応じ相互に連絡を取り合い、乗員の同意の下に必要な情報を共有することが可能となるよう措置すること。</p> <p>4. 事業者による乗員の日常の健康管理</p> <p>4-1 乗員の健康状態の把握等</p> <p>(1) 事業者は、航空身体検査証明の有効性を適切に管理するため、以下の措置を講じること。</p> <p>① 乗員の採用時（航空会社間の転籍を含む）及び航空身体検査証明が行われた際には、最新の航空身体検査証明申請書の内容を確認し、既往歴や通院歴、服薬状況、過去の航空身体検査の状況等について十分に把握すること。また、航空身体検査証明有効期間を確実に把握し乗務管理を適切に行うこと。</p> <p>② 国土交通大臣の判定において、航空身体検査基準の一部に適合しない原因となった傷病の症状の検査等を受けるべきことの指示があった場合には、確実にその内容を把握し検査等を実施させること。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) 事業者は、乗員に対し外部の医療機関において診療を受けた場合であって、航空身体検査証明に影響を与える可能性があるときは、その内容を健康管理部門等に報告するよう指導し、必要に応じて診断書等を遅滞なく提出させること。</p> <p>(3) 事業者は、乗員に日常接する職員や乗員が、ある乗員について体調不良等により航空業務に支障を来すおそれがあると認められた場合等、速やかに健康管理部門等へ情報提供できる仕組みを整備すること。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」（平成28年6月2日制定 国空航第1389号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>また、そのような乗員・客室乗務員が特定された場合にあっては、専門医療機関の受診指導、カウンセリングやモニタリング等を実施し、アルコールへの依存傾向からの回復を支援すること。</p> <p><u>【飲酒傾向の把握、回復支援の方法の例】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗員・客室乗務員に対して定期的にAUDIT（WHOの開発したスクリーニングテスト）を行い、15点以上の場合に、労働安全衛生法等に基づき行われる血液検査の結果におけるγGTPやHDLコレステロールの上昇傾向を確認。 ・いずれかの数値の上昇傾向が認められる場合には、依存症対策全国センターのホームページに記載されている依存症専門相談窓口も活用しつつ、専門医療機関の受診を指導。 <p>(5) 事業者は、上記（1）から（4）を踏まえ、健康管理上懸念のある乗員に対し乗員健康管理医との面談や、医療機関での検査等の実施を指導すること。特に、航空業務に支障を生ずるおそれのある疾患の経過観察や再検査等について医師等から指示を受けた場合は当該措置を確実に実施させるよう努めること。</p> <p>(6) 事業者は、上記（1）から（5）により把握した内容を乗員の日常の健康管理に活用するため、以下の措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 乗員の航空身体検査証明申請書の写しや健康診断記録、診断書等を健康管理部門において適切に保存し、乗員の健康管理等の参考とすること。 ② ①の航空身体検査証明申請書等の内容については、必要に応じて健康管理部門及び関連部門と契約指定機関及び指定医との間で、情報共有を行うこと。 <p>4-2 事業者による乗務制限及びその解除</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者は、医薬品の使用も含め、乗員が身体検査基準に不適合となった場合、その他正常な乗務ができないおそれがあると認められた場合は、遅滞なく乗務停止等の措置をとること。なお、乗員が医薬品を使用する場合、「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針（平成17年3月30日制定、国空乗第491号）」により、適正に使用させること。 (2) 事業者は、乗務停止等の措置を解除する場合には、十分な検査や経過観察を行った後、乗員健康管理医又は指定医により当該乗員の健康状態が航空業務に支障がなく、航空身体検査基準に適合していることを確認した上で解除すること。 (3) 事業者は、国土交通大臣の判定において、乗務する航空機の運航の態様（同乗者に関する条件等）及び有効期限について条件が付された場合は、確実にその条件事項を満たすよう措置すること。 (4) 事業者は、上記の措置のための医学面及び運航安全面からの公正な措置を行い得る仕組みを整備すること。 <p>4-3 事業者による乗員に対する健康相談・カウンセリング</p> <p>事業者は、乗員が医薬品等を使用する場合、医薬品の作用・副作用等による使用の可否等について、乗員健康管理医又は指定医へ相談できる体制や乗員の日常の健康管理の一環として、乗員が抱える心身の問題や飲酒の問題を含め、乗員が安心して健康相談やカウンセリングを受けられるような体制を整備すること。</p>	<p>(4) 事業者は、上記（1）から（3）を踏まえ、健康管理上懸念のある乗員に対し乗員健康管理医との面談や、医療機関での検査等の実施を指導すること。</p> <p>(5) 事業者は、上記（1）から（4）により把握した内容を乗員の日常の健康管理に活用するため、以下の措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 乗員の航空身体検査証明申請書の写しや健康診断記録、診断書等を健康管理部門において適切に保存し、乗員の健康管理等の参考とすること。 ② ①の航空身体検査証明申請書等の内容については、必要に応じて健康管理部門及び関連部門と契約指定機関及び指定医との間で、情報共有を行うこと。 <p>4-2 事業者による乗務制限及びその解除</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業者は、医薬品の使用も含め、乗員が身体検査基準に不適合となった場合、その他正常な乗務ができないおそれがあると認められた場合は、遅滞なく乗務停止等の措置をとること。なお、乗員が医薬品を使用する場合、「航空機乗組員の使用する医薬品の取扱いに関する指針（平成17年3月30日制定、国空乗第491号）」により、適正に使用させること。 (2) 事業者は、乗務停止等の措置を解除する場合には、十分な検査や経過観察を行った後、乗員健康管理医又は指定医により当該乗員の健康状態が航空業務に支障がなく、航空身体検査基準に適合していることを確認した上で解除すること。 (3) 事業者は、国土交通大臣の判定において、乗務する航空機の運航の態様（同乗者に関する条件等）及び有効期限について条件が付された場合は、確実にその条件事項を満たすよう措置すること。 (4) 事業者は、上記の措置のための医学面及び運航安全面からの公正な措置を行い得る仕組みを整備すること。 <p>4-3 事業者による乗員に対する健康相談・カウンセリング</p> <p>事業者は、乗員が医薬品等を使用する場合、医薬品の作用・副作用等による使用の可否等について、乗員健康管理医又は指定医へ相談できる体制や乗員の日常の健康管理の一環として、乗員が抱える心身の問題や飲酒の問題を含め、乗員が安心して健康相談やカウンセリングを受けられるような体制を整備すること。</p>

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」（平成28年6月2日制定 国空航第1389号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>5. 事業者による乗員等に対する教育及び環境の充実</p> <p>(1) 事業者は、乗員健康管理医に対し、航空医学について十分な知識を習得させるために、航空医学に関する講習会等に参加させる機会を与えること。</p> <p>(2) 事業者は、健康管理担当者に対し、乗員の日常の健康管理を十分に行う上で、航空身体検査や健康管理に関する必要な知識を習得させるために、航空医学に関する講習会等に参加させる機会を与えること。</p> <p>(3) 事業者は、乗員に対し、日常の健康管理に関する理解を深めるために定期的な内部講習会等を開催し、健康についての自己管理及び自己申告の重要性について乗員が認識する機会を与えること。</p> <p><u>(4) 事業者は、乗員に対し、乗員自身の健康管理の意識醸成と動機付けのため、乗員が将来にわたって航空身体検査基準に適合するために特にフォローすべき項目（血清脂質、血圧、血糖及び体格指数）について管理目標値を設定・周知すること。その際、管理目標値は航空身体検査の可否や乗務可否の基準ではないことについて、十分周知すること。</u></p> <p><u>(5) 事業者は、航空医学に関する通達等、国土交通省が発出または提供する文書については、健康管理部門、関連部門及び乗員に周知するとともに適切に保管し、常時閲覧できる状態にすること。</u></p> <p>6. 個人情報の保護</p> <p>事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等に基づき、乗員の日常の健康管理において取得した個人情報を適正に取扱うこと。</p> <p>附則（平成28年6月2日）</p> <p>1. この基準は、平成29年1月1日から適用する。</p> <p>附則（平成31年1月31日）</p> <p>1. この基準は、平成31年1月31日から適用する。</p> <p>2. この基準の適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和4年3月29日）</p> <p>1. この基準は、令和4年4月1日から適用する。</p> <p>附則（令和〇年〇月〇日）</p> <p><u>1. この基準は、令和〇年〇月〇日から適用する。ただし、改正後の4-1（1）項の③及び④、改正後の4-1（5）項の後段規定並びに改正後の5（4）項は、令和〇年〇月〇日から適用する。</u></p> <p><u>2. この基準の適用の際、現に認可を受けている航空運送事業者の運航規程に係る改正後の4-1（4）項の適用については、航空機乗組員等のアルコール検査実施要領の一部改正（令和〇年〇月〇日（国空安政第〇〇号））による改正後の2.（1）に規定する事項が当該事業者の</u></p>	<p>5. 事業者による乗員等に対する教育及び環境の充実</p> <p>(1) 事業者は、乗員健康管理医に対し、航空医学について十分な知識を習得させるために、航空医学に関する講習会等に参加させる機会を与えること。</p> <p>(2) 事業者は、健康管理担当者に対し、乗員の日常の健康管理を十分に行う上で、航空身体検査や健康管理に関する必要な知識を習得させるために、航空医学に関する講習会等に参加させる機会を与えること。</p> <p>(3) 事業者は、乗員に対し、日常の健康管理に関する理解を深めるために定期的な内部講習会等を開催し、健康についての自己管理及び自己申告の重要性について乗員が認識する機会を与えること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 事業者は、航空医学に関する通達等、国土交通省が発出または提供する文書については、健康管理部門、関連部門及び乗員に周知するとともに適切に保管し、常時閲覧できる状態にすること。</u></p> <p>6. 個人情報の保護</p> <p>事業者は、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）等に基づき、乗員の日常の健康管理において取得した個人情報を適正に取扱うこと。</p> <p>附則（平成28年6月2日）</p> <p>1. この基準は、平成29年1月1日から適用する。</p> <p>附則（平成31年1月31日）</p> <p>1. この基準は、平成31年1月31日から適用する。</p> <p>2. この基準の適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和4年3月29日）</p> <p>1. この基準は、令和4年4月1日から適用する。</p>

「航空機乗組員の健康管理に関する基準」（平成 28 年 6 月 2 日制定 国空航第 1389 号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<u>運航規程に定められる日又は令和〇年〇月〇日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができる。</u>	

「航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン」（平成28年6月2日制定 国空航第1389号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>平成28年6月2日制定（国空航第1389号） 平成31年1月31日一部改正（国空航第2282号） 令和4年3月29日一部改正（国空航第3037号） 令和〇年〇月〇日最終改正（国空安政第〇号）</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空機乗組員等の健康管理に関する基準のガイドライン</p> <p>第1 趣旨 このガイドラインは、「航空機乗組員等の健康管理に関する基準（平成28年6月2日付、国空航第1389号）（以下（「基準」という。））」の適用について、該当する本邦航空運送事業者が講ずる措置が、適切かつ有効に実施されるよう定めるものである。なお、基準の適用対象でない本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者についても、可能な範囲で基準及び本ガイドラインを踏まえて乗員の健康管理に努めることが望ましい。</p> <p>第2 事業者における乗員の健康管理体制 2-1 健康管理部門 (1) <u>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）</u>に基づき選任された産業医が乗員健康管理医を兼務してもよい。また、乗員健康管理医の勤務形態は常勤又は非常勤を問わず、また、複数の事業者を兼務してもよい。 (2) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の配置数については、乗員の数等を十分考慮すること。なお、健康管理担当者として事務職の他に看護師等の医療職の配置についても考慮するよう努めること。 (3) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の氏名及び連絡先の一覧を作成し、乗員及び関連部門に周知すること。 2-2 事業者と航空身体検査指定機関及び指定航空身体検査医との関係 (1) やむを得ず、契約指定機関に所属する医師のうち、指定医ではない医師を契約指定機関の契約元事業者の乗員健康管理医とする場合にあっても、航空身体検査証明制度の公平性を確保するため、指定医の独立性を確保するよう努めること。 (2) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の氏名及び連絡先の一覧を契約指定機関及び指定医に提供するとともに、契約指定機関及び指定医の一覧を作成し、乗員健康管理医及び健康管理担当者に周知すること。</p> <p>第3 事業者による乗員の日常の健康管理 3-1 乗員の健康状態の把握等 (1) 航空会社間での転籍者等であって、最新の航空身体検査証明申請書の写しの提出がない場合については、航空局等に必ず確認すること。</p>	<p>平成28年6月2日制定（国空航第1389号） 平成31年1月31日一部改正（国空航第2282号） 令和4年3月29日最終改正（国空航第3037号）</p> <p style="text-align: center;">国土交通省航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン</p> <p>第1 趣旨 このガイドラインは、「航空機乗組員の健康管理に関する基準（平成28年6月2日付、国空航第1389号）（以下（「基準」という。））」の適用について、該当する本邦航空運送事業者が講ずる措置が、適切かつ有効に実施されるよう定めるものである。なお、基準の適用対象でない本邦航空運送事業者又は航空機使用事業者についても、可能な範囲で基準及び本ガイドラインを踏まえて乗員の健康管理に努めることが望ましい。</p> <p>第2 事業者における乗員の健康管理体制 2-1 健康管理部門 (1) <u>労働安全衛生法</u>に基づき選任された産業医が乗員健康管理医を兼務してもよい。また、乗員健康管理医の勤務形態は常勤又は非常勤を問わず、また、複数の事業者を兼務してもよい。 (2) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の配置数については、乗員の数等を十分考慮すること。なお、健康管理担当者として事務職の他に看護師等の医療職の配置についても考慮するよう努めること。 (3) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の氏名及び連絡先の一覧を作成し、乗員及び関連部門に周知すること。 2-2 事業者と航空身体検査指定機関及び指定航空身体検査医との関係 (1) やむを得ず、契約指定機関に所属する医師のうち、指定医ではない医師を契約指定機関の契約元事業者の乗員健康管理医とする場合にあっても、航空身体検査証明制度の公平性を確保するため、指定医の独立性を確保するよう努めること。 (2) 乗員健康管理医及び健康管理担当者の氏名及び連絡先の一覧を契約指定機関及び指定医に提供するとともに、契約指定機関及び指定医の一覧を作成し、乗員健康管理医及び健康管理担当者に周知すること。</p> <p>第3 事業者による乗員の日常の健康管理 3-1 乗員の健康状態の把握等 (1) 航空会社間での転籍者等であって、最新の航空身体検査証明申請書の写しの提出がない場合については、航空局等に必ず確認すること。</p>

「航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン」（平成28年6月2日制定 国空航第1389号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2) 乗員健康管理医は、全乗員と個別面談を実施するなどして、乗員の心身の状態等を把握するとともに、必要に応じ適切な助言等を行うよう努めること。なお、乗員健康管理医が遠隔地に所在する場合は、情報通信機器による面談でもよい。</p> <p>(3) 事業者は、乗員が将来にわたって航空身体検査基準に適合するために特にフォローすべき項目（血清脂質、血圧、血糖及び体格指数）について、管理目標値を設定すること。なお、管理目標値の設定にあたっては、下記を参考とすること。また、管理目標値は、航空身体検査の可否や乗務可否の基準ではないことに留意すること。</p> <p><u>【参考】「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）」における健診検査項目の保健指導判定値等を用いた管理目標値の設定例</u> <u>血清脂質・・・・・・・・LDLコレステロール120mg/dL未満かつHDLコレステロール40mg/dL以上</u> <u>中性脂肪（空腹時）150mg/dL未満</u> <u>血圧・・・・・・・・収縮期血圧130mmHg未満かつ拡張期血圧85mmHg未満</u> <u>血糖・・・・・・・・血糖（空腹時）100mg/dL未満、HbA1cの場合は5.6%未満</u> <u>体格指数（BMI）・・25kg/m²未満（指導にあたっては、血圧高値、脂質異常、血糖高値、喫煙等のリスクや年齢を考慮）</u></p> <p><u>なお、将来基準不適合となる可能性や運航中に急性機能喪失に至る可能性は、個々の乗員が抱える様々な健康上のリスクや乗務環境等によっても変わり得るものである。管理目標値は、適切に健康管理を実施するために各事業者において定める指標であり、上記の参考値とは異なる数値を定めてもよい。</u></p> <p>(4) 乗員健康管理医は、労働安全衛生法による定期健康診断等の結果から、管理目標値を逸脱する乗員に対して、その乗員が所属する部門と連携して、乗員の年齢・性別・併存する他の動脈硬化のリスク因子等を考慮した上で、生活習慣の改善、服薬その他の治療等の必要な指導を行うこと。また、航空身体検査証明の参考とするために必要と認める場合には、契約指定機関及び指定医へ共有すること。</p> <p>(5) 乗員健康管理医は、(4)による指導を行った場合には、当該乗員に対応状況の報告を求めるとともに、乗員が所属する部門と情報を共有すること。乗員が所属する部門は、当該乗員が適切に報告するよう必要な措置を講じること。</p> <p>(6) 乗員の健康情報について把握した内容を適切に管理するとともに、関係部門等との情報共有にあたっては、個人情報の適正な取扱いを行うこと。</p> <p>3-2 事業者による乗員に対する健康相談・カウンセリング</p> <p>(1) 事業者以外のカウンセリング・健康相談窓口等の活用について助言を行うこと。</p> <p>(2) 休務する乗員に対してのサポート制度を構築し、休務から復帰までの過程を周知するよう努めること。</p>	<p>(2) 乗員健康管理医は、全乗員と個別面談を実施するなどして、乗員の心身の状態等を把握するとともに、必要に応じ適切な助言等を行うよう努めること。なお、乗員健康管理医が遠隔地に所在する場合は、情報通信機器による面談でもよい。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 乗員の健康情報について把握した内容を適切に管理するとともに、関係部門等との情報共有にあたっては、個人情報の適正な取扱いを行うこと。</p> <p>3-2 事業者による乗員に対する健康相談・カウンセリング</p> <p>(1) 事業者以外のカウンセリング・健康相談窓口等の活用について助言を行うこと。</p> <p>(2) 休務する乗員に対してのサポート制度を構築し、休務から復帰までの過程を周知するよう努めること。</p>

「航空機乗組員の健康管理に関する基準のガイドライン」（平成28年6月2日制定 国空航第1389号）
一部改正（案） 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(3) 専門医等の意見を参考にし、同じ個人的問題を抱える乗員同士が情報交換、相互の支援ができるいわゆるピアサポートができる場の<u>積極的な提供・維持に努めること。</u></p> <p>第4 事業者による乗員等に対する教育及び環境の充実</p> <p>(1) 航空医学に関する講習会等とは、航空局の実施する指定医講習会の他、セミナー、学会等を指す。</p> <p>(2) 乗員健康管理医に対して、精神面に関する状態を把握できるよう面談技法の習得や心理学や精神医学の知識を習得させる機会を与えるよう努めること。また、体験搭乗やフライトシミュレータの経験をさせることにより、航空機の操縦や構造、乗員の勤務環境等について乗員健康管理医が理解を深めるための機会を与えることについても考慮すること。</p> <p>(3) 乗員に日常接触する職員及び乗員の家族に対し、乗員の健康が安全運航に及ぼす影響の重要性について、情報提供を行う等、十分な理解と安全運航確保についての協力が得られるための環境を構築するよう努めること。また、既往歴や通院歴、服薬状況等について虚偽の申告を行わないことや航空業務に支障を来すおそれがある状態に陥った場合に迅速な報告を行うこと等について、指導すること。加えて、乗員に日常接触する職員及び乗員の家族に対し、アルコールへの依存の兆候・対応方法やアルコール検査制度等について正しい理解を深めるための情報提供を行うこと。</p> <p>(4) 外国人乗員に本邦の航空身体検査基準について学ぶ機会を与えるよう努めること。また、運航管理者等乗員に日常接する職員に対しても航空身体検査基準について教育を行うよう努めること。</p> <p><u>(5) 乗員に対し、乗員が将来にわたって航空身体検査基準に適合するために特にフォローすべき項目（血清脂質、血圧、血糖及び体格指数）について、管理目標値、動脈硬化との関連性、予防に必要な事項等について、教育を行うこと。また、管理目標値は航空身体検査の可否や乗務可否の基準ではないことについて、周知すること。</u></p> <p>附則（平成28年6月2日）</p> <p>1. このガイドラインは、平成29年1月1日から適用する。</p> <p>附則（平成31年1月31日）</p> <p>1. このガイドラインは、平成31年1月31日から適用する。</p> <p>2. このガイドラインの適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和4年3月29日）</p> <p>1. このガイドラインは、令和4年4月1日から適用する。</p> <p><u>附則（令和〇年〇月〇日）</u></p> <p>1. このガイドラインは、令和〇年〇月〇日から適用する。</p>	<p>(3) 専門医等の意見を参考にし、同じ個人的問題を抱える乗員同士が情報交換、相互の支援ができるいわゆるピアサポートができる場の<u>提供についても考慮すること。</u></p> <p>第4 事業者による乗員等に対する教育及び環境の充実</p> <p>(1) 航空医学に関する講習会等とは、航空局の実施する指定医講習会の他、セミナー、学会等を指す。</p> <p>(2) 乗員健康管理医に対して、精神面に関する状態を把握できるよう面談技法の習得や心理学や精神医学の知識を習得させる機会を与えるよう努めること。また、体験搭乗やフライトシミュレータの経験をさせることにより、航空機の操縦や構造、乗員の勤務環境等について乗員健康管理医が理解を深めるための機会を与えることについても考慮すること。</p> <p>(3) 乗員に日常接触する職員及び乗員の家族に対し、乗員の健康が安全運航に及ぼす影響の重要性について、情報提供を行う等、十分な理解と安全運航確保についての協力が得られるための環境を構築するよう努めること。また、既往歴や通院歴、服薬状況等について虚偽の申告を行わないことや航空業務に支障を来すおそれがある状態に陥った場合に迅速な報告を行うこと等について、指導すること。加えて、乗員に日常接触する職員及び乗員の家族に対し、アルコールへの依存の兆候・対応方法やアルコール検査制度等について正しい理解を深めるための情報提供を行うこと。</p> <p>(4) 外国人乗員に本邦の航空身体検査基準について学ぶ機会を与えるよう努めること。また、運航管理者等乗員に日常接する職員に対しても航空身体検査基準について教育を行うよう努めること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>附則（平成28年6月2日）</p> <p>1. このガイドラインは、平成29年1月1日から適用する。</p> <p>附則（平成31年1月31日）</p> <p>1. このガイドラインは、平成31年1月31日から適用する。</p> <p>2. このガイドラインの適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、平成31年3月31日までは、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和4年3月29日）</p> <p>1. このガイドラインは、令和4年4月1日から適用する。</p>

「安全管理システムの構築に係る一般指針」新旧対照表（案）

改正案	現行
<p>平成 18 年 9 月 26 日制定（国空航第 530-1 号・国空機第 661-1 号） 平成 19 年 6 月 22 日一部改正（国空航第 274-1 号・国空機第 327-1 号） 平成 20 年 7 月 3 日一部改正（国空航第 267 号・国空機第 334 号） 平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空総 454 号） 平成 26 年 3 月 31 日一部改正（国官参事第 2150 号） 平成 29 年 4 月 1 日一部改正（国空航第 11546 号） 平成 30 年 10 月 30 日一部改正（国官参事第 312 号） 平成 31 年 1 月 31 日一部改正（国官参事第 1253 号） 令和元年 7 月 5 日一部改正（国官参事第 316 号） 令和元年 12 月 19 日一部改正（国空航第 2357 号） 令和 3 年 1 月 21 日一部改正（国官参事第 737 号） 令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国官参事第 826 号） 令和 4 年 11 月 4 日一部改正（国官参航安第 633 号） 令和 6 年 3 月 29 日一部改正（国官参航安第 1236 号） 令和 年 月 日一部改正（国空安政第 号）</p>	<p>平成 18 年 9 月 26 日制定（国空航第 530-1 号・国空機第 661-1 号） 平成 19 年 6 月 22 日一部改正（国空航第 274-1 号・国空機第 327-1 号） 平成 20 年 7 月 3 日一部改正（国空航第 267 号・国空機第 334 号） 平成 23 年 6 月 30 日一部改正（国空総 454 号） 平成 26 年 3 月 31 日一部改正（国官参事第 2150 号） 平成 29 年 4 月 1 日一部改正（国空航第 11546 号） 平成 30 年 10 月 30 日一部改正（国官参事第 312 号） 平成 31 年 1 月 31 日一部改正（国官参事第 1253 号） 令和元年 7 月 5 日一部改正（国官参事第 316 号） 令和元年 12 月 19 日一部改正（国空航第 2357 号） 令和 3 年 1 月 21 日一部改正（国官参事第 737 号） 令和 4 年 3 月 29 日一部改正（国官参事第 826 号） 令和 4 年 11 月 4 日一部改正（国官参航安第 633 号） 令和 6 年 3 月 29 日一部改正（国官参航安第 1236 号）</p>
<p style="text-align: right;">航空局長</p> <p style="text-align: center;">安全管理システムの構築に係る一般指針</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 安全管理規程に定める事項について 法第103条の2第2項各号及び規則第212条の4に基づき安全管理規程に定めることとされている事項は、事業者の安全管理システムを有効に機能させるために必要な構成要素である。以下、各事項について、航空運送事業者が安全管理規程に記載する内容に関する指針を示す。</p> <p>3.1・3.2 (略)</p> <p>3.3 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項（規則第 212 条の 4 の表 輸送の安全を確保するための事業の実施及び</p>	<p style="text-align: right;">航空局長</p> <p style="text-align: center;">安全管理システムの構築に係る一般指針</p> <p>1.・2. (略)</p> <p>3. 安全管理規程に定める事項について 法第103条の2第2項各号及び規則第212条の4に基づき安全管理規程に定めることとされている事項は、事業者の安全管理システムを有効に機能させるために必要な構成要素である。以下、各事項について、航空運送事業者が安全管理規程に記載する内容に関する指針を示す。</p> <p>3.1・3.2 (略)</p> <p>3.3 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項（規則第212条の4の表 輸送の安全を確保するための事業の実施及び</p>

改正案	現行
<p>その管理の方法に関する事項の項)</p> <p>3.3.1～3.3.4 (略)</p> <p>3.3.5 教育及び訓練に関する事項</p> <p>事業者自身の安全管理システムを社内に浸透させるための教育、安全啓発セミナー、航空機乗組員及び客室乗務員の疲労リスクの管理に係る教育^{*15}、アルコールに関する教育^{*16}、ヒューマンファクターズに関する訓練等を定め、これらを実施することにより、組織内の安全文化の醸成を図ることを明らかにすること。</p> <p>*15： (略)</p> <p>*16： 教育内容は、次に掲げる内容を十分に反映させることとし、航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者、整備従事者、乗務割を担当する職員の他、関連する管理部門・経営層等の飲酒対策に関連する全ての職員に対し定期的実施すること。</p> <p>①「<u>航空従事者の飲酒に関する基準について</u>」(平成31年4月9日、<u>航空従事者の飲酒基準に関する検討会</u>)の内容</p> <p>②「<u>航空医学分野の規制等に関する検討会とりまとめ(令和6年11月22日)</u>」の以下の内容</p> <p>i) <u>航空機乗組員及び客室乗務員の自己管理の徹底</u> (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>アルコールの基礎知識</u>(酔いのメカニズム、アルコールが心身に及ぼす影響、飲酒の適切な量及び頻度等) ・<u>過去の飲酒事案</u>(経緯、原因、再発防止策等) <p>ii) <u>アルコール依存症</u>(以下「<u>依存症</u>」という。)の早期発見・対応 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>依存症に係る知識</u>(症状、アルコール依存への危険信号(依 	<p>その管理の方法に関する事項の項)</p> <p>3.3.1～3.3.4 (略)</p> <p>3.3.5 教育及び訓練に関する事項</p> <p>事業者自身の安全管理システムを社内に浸透させるための教育、安全啓発セミナー、航空機乗組員及び客室乗務員の疲労リスクの管理に係る教育^{*15}、アルコールに関する教育^{*16}、ヒューマンファクターズに関する訓練等を定め、これらを実施することにより、組織内の安全文化の醸成を図ることを明らかにすること。</p> <p>*15： (略)</p> <p>*16： 教育内容は、「<u>航空従事者の飲酒に関する基準について</u>」(平成31年4月9日、<u>航空従事者の飲酒基準に関する検討会</u>)の内容を十分に反映させることとし、航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者、整備従事者、乗務割を担当する職員の他、関連する管理部門・経営層等の飲酒対策に関連する全ての職員に対し定期的実施すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正案	現行
<p><u>存症の前兆となる症状)、予防策等)</u></p> <p><u>・航空機乗組員及び客室乗務員が安心して相談できる外部の相談窓口やピアサポート等の環境に係る知識</u></p> <p><u>iii) 業務中の乗務員間での常時相互確認の徹底</u></p> <p><u>(例)</u></p> <p><u>・航空機乗組員及び客室乗務員同士による常時相互確認の徹底</u></p> <p><u>・社会的に期待される役割、立場及び責任の重大性等を踏まえた業務中の適切な行動の徹底</u></p> <p>3.3.6・3.3.7 (略)</p> <p>3.4 (略)</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>附 則 (令和○年○月○日)</p> <p>1. 本指針は、令和○年○月○日から発効する。</p> <p>2. 航空運送事業者が本指針の発効より前に届け出た安全管理規程については、本指針の規定にかかわらず、「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領 (令和○年○月○日 (国空安政第○○号) 一部改正)」の規定に関する事項を定めた当該航空運送事業者の運航規程が認可を受ける日又は令和○年○月○日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができる。</p>	<p>現行</p> <p>3.3.6・3.3.7 (略)</p> <p>3.4 (略)</p> <p>4.・5. (略)</p> <p>(新設)</p>

「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日制定(空航第78号))
一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
平成12年1月28日制定(空航第78号) 令和〇年〇月〇日最終改正(国空安政第 号・国空無機第 号)	平成12年1月28日制定(空航第78号) 令和6年3月29日最終改正(国空安政第3001号・国空無機第239515号)
航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長	航空局安全部安全政策課長 無人航空機安全課長
運航規程審査要領細則	運航規程審査要領細則
第1章 (略)	第1章 (略)
第2章 運航規程審査基準(その1) (最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機(第4章に該当する場合を除く。))	第2章 運航規程審査基準(その1) (最大離陸重量が5,700キログラムを超える飛行機(第4章に該当する場合を除く。))
<p>1. (略)</p> <p>2. 運航管理の実施方法</p> <p>2-1・2-2 (略)</p> <p>2-3 運航管理者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理者の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、運航管理者は、航空機との通信に係る業務(運航管理補助者を介してなされる場合を含む。)を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」(平成31年1月31日、国空航第2282号)に基づき酒気帯び(体内にアルコールを保有する状態をいう。以下同じ。)の有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-4 運航管理補助者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理補助者を置く場合には、運航管理者の職務を補佐するために、以下に掲げるものを行わせることができることとし、その責任及び職務の範囲が明確に定められていること。また、運航管理補助者は、航空機との通信に係る業務を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 運航管理の実施方法</p> <p>2-1・2-2 (略)</p> <p>2-3 運航管理者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理者の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、運航管理者は、航空機との通信に係る業務(運航管理補助者を介してなされる場合を含む。)を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯び(体内にアルコールを保有する状態をいう。以下同じ。)の有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-4 運航管理補助者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理補助者を置く場合には、運航管理者の職務を補佐するために、以下に掲げるものを行わせることができることとし、その責任及び職務の範囲が明確に定められていること。また、運航管理補助者は、航空機との通信に係る業務を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p>

「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日制定(空航第78号))
一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1)～(3) (略) 2-5～2-7 (略)</p> <p>3. 航空機乗組員及び客室乗務員の職務 3-1～3-4 (略) 3-5 航空機乗組員及び客室乗務員の職務の範囲及び内容 航空機乗組員及び客室乗務員の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その職務の内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、航空機乗組員及び客室乗務員は、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき、<u>一連の飛行前等において酒気帯びの有無を確認することが定められていること。</u></p> <p>(1) 機長 ① (略) ② <u>航空機乗組員の健康状態(酒気帯びの有無を含む。以下3-5項において同じ。)</u>について、常に他の航空機乗組員と相互に確認し、<u>運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 副操縦士 ①・② (略) 機 ③ <u>航空機乗組員の健康状態について、常に他の航空機乗組員と相互に確認し、<u>運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></u></p> <p>④ その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 客室乗務員 ① (略) ② <u>客室乗務員の健康状態について、常に他の客室乗務員と相互に確認し、<u>運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></u></p> <p>③ その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>3-6・3-7 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 乗務割及び業務に従事する時間等の制限 5-1～5-4 (略) 5-5 乗務制限等 航空機乗組員、客室乗務員及び運航管理者は、自ら業務に適した健康状態を維持するよう努めるとともに、業務に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場</p>	<p>(1)～(3) (略) 2-5～2-7 (略)</p> <p>3. 航空機乗組員及び客室乗務員の職務 3-1～3-4 (略) 3-5 航空機乗組員及び客室乗務員の職務の範囲及び内容 航空機乗組員及び客室乗務員の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その職務の内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、航空機乗組員及び客室乗務員は<u>一連の飛行前後において、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。</u></p> <p>(1) 機長 ① (略) ② 航空機乗組員の健康状態について、他の航空機乗組員と相互に確認し、<u>運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 副操縦士 ①・② (略) <u>(新設)</u></p> <p>③ その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 客室乗務員 ① (略) <u>(新設)</u></p> <p>② その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>3-6・3-7 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 乗務割及び業務に従事する時間等の制限 5-1～5-4 (略) 5-5 乗務制限等 航空機乗組員、客室乗務員及び運航管理者は、自ら業務に適した健康状態を維持するよう努めるとともに、業務に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場</p>

改正後	改正前
<p>合、また、アルコール又は薬物の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない旨、記載されていること。</p> <p><u>特に、航空機乗組員及び客室乗務員は、アルコールが心身に及ぼす影響、飲酒の適切な量・頻度、アルコール依存症等について十分に理解し、自己の健康管理を十分に行う旨、記載されていること。</u></p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、少なくとも飛行勤務(乗務を伴う一連の勤務であって、勤務開始から最後の乗務終了までをいう。)開始前8時間以内に飲酒を行った場合又はそれ以前であっても飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれがある過度な飲酒(注)を行った場合は飛行勤務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、酒気を帯びて飛行勤務を行ってはならない旨及び3-5に基づき実施する酒気帯びの有無の確認において酒気を帯びていることが確認された場合は乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>運航管理者及び運航管理補助者は、酒気を帯びて運航管理に係る業務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>また、航空機乗組員及び客室乗務員は、自らの疲労状態を適切に管理し、疲労により乗務に支障があると自覚した場合、乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>(注) 少なくともアルコール分解能力を1時間あたり4グラムとして算出したアルコール量を目安として許容される飲酒量を設定すること。</p> <p>6. ～16. (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 運航規程審査基準(その2)</p> <p>(最大離陸重量が5,700キログラム以下の飛行機(第4章に該当する場合を除く。))</p> <p style="text-align: center;">(最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機)</p> <p>(飛行船)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 運航管理の実施方法</p> <p>2-1・2-2 (略)</p> <p>2-3 運航管理担当者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理担当者の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、運航管理担当者は、航空機との通信に係る業務(運航管理補助者を介してなされる場合を含む。)を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。た</p>	<p>合、また、アルコール又は薬物の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない旨、記載されていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、少なくとも飛行勤務(乗務を伴う一連の勤務であって、勤務開始から最後の乗務終了までをいう。)開始前8時間以内に飲酒を行った場合又はそれ以前であっても飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれがある過度な飲酒(注)を行った場合は飛行勤務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、酒気を帯びて飛行勤務を行ってはならない旨及び3-5に基づき実施する酒気帯びの有無の確認において酒気を帯びていることが確認された場合は乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>運航管理者及び運航管理補助者は、酒気を帯びて運航管理に係る業務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>また、航空機乗組員及び客室乗務員は、自らの疲労状態を適切に管理し、疲労により乗務に支障があると自覚した場合、乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>(注) 少なくともアルコール分解能力を1時間あたり4グラムとして算出したアルコール量を目安として許容される飲酒量を設定すること。</p> <p>6. ～16. (略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 運航規程審査基準(その2)</p> <p>(最大離陸重量が5,700キログラム以下の飛行機(第4章に該当する場合を除く。))</p> <p style="text-align: center;">(最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機)</p> <p>(飛行船)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 運航管理の実施方法</p> <p>2-1・2-2 (略)</p> <p>2-3 運航管理担当者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理担当者の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、運航管理担当者は、航空機との通信に係る業務(運航管理補助者を介してなされる場合を含む。)を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただ</p>

「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日制定(空航第78号))
一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>だし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-4 運航管理補助者の職務の範囲及び内容 運航管理補助者を置く場合には、運航管理担当者の職務を補佐するために、以下に掲げるものを行わせることができることとし、その責任及び職務の範囲が明確に定められていること。また、運航管理補助者は、航空機との通信に係る業務を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-5～2-6 (略)</p> <p>3. 航空機乗組員の職務 3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 航空機乗組員の職務の範囲及び内容 航空機乗組員の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の項目が定められていること。また、航空機乗組員は、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき、<u>一連の飛行前等において酒気帯びの有無を確認することが定められていること。</u></p> <p>(1) 機長 ① (略) ② <u>航空機乗組員の健康状態(酒気帯びの有無を含む。以下3-4項において同じ。)</u>について、<u>常に他の航空機乗組員と相互に確認し、運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 副操縦士 ①・② (略) ③ <u>航空機乗組員の健康状態について、常に他の航空機乗組員と相互に確認し、運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>④ <u>その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</u></p> <p>3-5 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 乗務割及び業務に従事する時間等の制限 5-1～5-3 (略)</p>	<p>し、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-4 運航管理補助者の職務の範囲及び内容 運航管理補助者を置く場合には、運航管理担当者の職務を補佐するために、以下に掲げるものを行わせることができることとし、その責任及び職務の範囲が明確に定められていること。また、運航管理補助者は、航空機との通信に係る業務を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-5～2-6 (略)</p> <p>3. 航空機乗組員の職務 3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 航空機乗組員の職務の範囲及び内容 航空機乗組員の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の項目が定められていること。また、航空機乗組員は<u>一連の飛行前後において</u>、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。</p> <p>(1) 機長 ① (略) ② 航空機乗組員の健康状態についてその他の航空機乗組員と相互に確認し、<u>運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 副操縦士 ①・② (略) <u>(新設)</u></p> <p>③ <u>その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</u></p> <p>3-5 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 乗務割及び業務に従事する時間等の制限 5-1～5-3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>5-4 乗務制限等</p> <p>航空機乗組員及び運航管理担当者は、自ら業務に適した健康状態を維持するよう努めるとともに、業務に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合、また、アルコール又は薬物の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない旨、記載されていること。</p> <p><u>特に、航空機乗組員は、アルコールが心身に及ぼす影響、飲酒の適切な量・頻度、アルコール依存症等について十分に理解し、自己の健康管理を十分に行う旨、記載されていること。</u></p> <p>航空機乗組員は、少なくとも飛行勤務(乗務を伴う一連の勤務であって、勤務開始から最後の乗務終了までをいう。)開始前8時間以内に飲酒を行った場合又はそれ以前であっても飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれがある過度な飲酒(注)を行った場合は飛行勤務を行ってはならない旨、酒気を帯びて飛行勤務を行ってはならない旨、及び3-4に基づき実施する酒気帯びの有無の確認において酒気を帯びていることが確認された場合は乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>運航管理担当者及び運航管理補助者は、酒気を帯びて運航管理に係る業務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>また、航空機乗組員は、自らの疲労状態を適切に管理し、疲労により乗務に支障があると自覚した場合、乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>(注) 少なくともアルコール分解能力を1時間あたり4グラムとして算出したアルコール量を目安として許容される飲酒量を設定すること。</p> <p>6. ~16. (略)</p> <p>第4章 運航規程審査基準(その3)</p> <p>(客席数が30以下、最大有償搭載量が3,400キログラム以下であり、かつ、タービン発動機を装備した飛行機(航空運送事業者又はその代理人と旅客若しくは荷主又はそれらの代理人との交渉に基づき当該航行の出発地及び到着地並びに日時を決定する方法により運航するものであること。ただし、不特定多数の旅客又は貨物を同時に運送する目的で、旅客又は貨物の募集が行われるもの及び計画的な特定の地点間において計画的に30日間に15往復を超える頻度で反復し、かつ、30日を超えて継続するものを除く。))</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 運航管理の実施方法</p> <p>2-1・2-2 (略)</p> <p>2-3 運航管理担当者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理担当者の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、運</p>	<p>5-4 乗務制限等</p> <p>航空機乗組員及び運航管理担当者は、自ら業務に適した健康状態を維持するよう努めるとともに、業務に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合、また、アルコール又は薬物の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない旨、記載されていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>航空機乗組員は、少なくとも飛行勤務(乗務を伴う一連の勤務であって、勤務開始から最後の乗務終了までをいう。)開始前8時間以内に飲酒を行った場合又はそれ以前であっても飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれがある過度な飲酒(注)を行った場合は飛行勤務を行ってはならない旨、酒気を帯びて飛行勤務を行ってはならない旨、及び3-4に基づき実施する酒気帯びの有無の確認において酒気を帯びていることが確認された場合は乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>運航管理担当者及び運航管理補助者は、酒気を帯びて運航管理に係る業務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>また、航空機乗組員は、自らの疲労状態を適切に管理し、疲労により乗務に支障があると自覚した場合、乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>(注) 少なくともアルコール分解能力を1時間あたり4グラムとして算出したアルコール量を目安として許容される飲酒量を設定すること。</p> <p>6. ~16. (略)</p> <p>第4章 運航規程審査基準(その3)</p> <p>(客席数が30以下、最大有償搭載量が3,400キログラム以下であり、かつ、タービン発動機を装備した飛行機(航空運送事業者又はその代理人と旅客若しくは荷主又はそれらの代理人との交渉に基づき当該航行の出発地及び到着地並びに日時を決定する方法により運航するものであること。ただし、不特定多数の旅客又は貨物を同時に運送する目的で、旅客又は貨物の募集が行われるもの及び計画的な特定の地点間において計画的に30日間に15往復を超える頻度で反復し、かつ、30日を超えて継続するものを除く。))</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 運航管理の実施方法</p> <p>2-1・2-2 (略)</p> <p>2-3 運航管理担当者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理担当者の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、運</p>

改正後	改正前
<p>航管理担当者は、航空機との通信に係る業務(運航管理補助者を介してなされる場合を含む。)を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-4 運航管理補助者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理補助者を置く場合には、運航管理担当者の職務を補佐するために、以下に掲げるものを行わせることができることとし、その責任及び職務の範囲が明確に定められていること。また、運航管理補助者は、航空機との通信に係る業務を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-5・2-6 (略)</p> <p>3. 航空機乗組員及び客室乗務員の職務</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 航空機乗組員及び客室乗務員の職務の範囲及び内容</p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その職務の内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、航空機乗組員及び客室乗務員は、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領」に基づき、<u>一連の飛行前等において酒気帯びの有無を確認することが定められていること。</u></p> <p>(1) 機長</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>航空機乗組員の健康状態(酒気帯びの有無を含む。以下3-4項において同じ。)</u>について、<u>常に他の航空機乗組員と相互に確認し、運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 副操縦士</p> <p>① 機長に事故があるときはその職務を代行すること。</p> <p>② 機長の指揮監督の下に法別表の航空業務を行うこと。</p> <p>③ <u>航空機乗組員の健康状態について、常に他の航空機乗組員と相互に確認し、運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p>	<p>航管理担当者は、航空機との通信に係る業務(運航管理補助者を介してなされる場合を含む。)を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-4 運航管理補助者の職務の範囲及び内容</p> <p>運航管理補助者を置く場合には、運航管理担当者の職務を補佐するために、以下に掲げるものを行わせることができることとし、その責任及び職務の範囲が明確に定められていること。また、運航管理補助者は、航空機との通信に係る業務を実施する前に、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。ただし、外国の法令等によりアルコール検査を実施できない理由等が示されている場合は、他の同等な方法とすることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2-5・2-6 (略)</p> <p>3. 航空機乗組員及び客室乗務員の職務</p> <p>3-1～3-3 (略)</p> <p>3-4 航空機乗組員及び客室乗務員の職務の範囲及び内容</p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員の責任及び職務の範囲が明確に定められ、その職務の内容については、飛行前、飛行中及び飛行後毎に以下の事項が定められていること。また、航空機乗組員及び客室乗務員は<u>一連の飛行前後において、別に定める「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」に基づき酒気帯びの有無を確認することが定められていること。</u></p> <p>(1) 機長</p> <p>① (略)</p> <p>② 航空機乗組員の健康状態について、<u>その他の航空機乗組員と相互に確認し、運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2) 副操縦士</p> <p>① 機長に事故があるときはその職務を代行すること。</p> <p>② 機長の指揮監督の下に法別表の航空業務を行うこと。</p> <p><u>(新設)</u></p>

「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日制定(空航第78号))
一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>④ その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>(3) 客室乗務員</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>客室乗務員の健康状態について、常に他の客室乗務員と相互に確認し、運航に支障が生じることが判明した場合には、所要の措置を講じること。</u></p> <p>③ その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>3-5・3-6 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 乗務割及び業務に従事する時間等の制限</p> <p>5-1～5-4 (略)</p> <p>5-5 乗務制限等</p> <p>航空機乗組員、客室乗務員及び運航管理担当者は、自ら業務に適した健康状態を維持するよう努めるとともに、業務に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合、また、アルコール又は薬物の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない旨、記載されていること。</p> <p><u>特に、航空機乗組員及び客室乗務員は、アルコールが心身に及ぼす影響、飲酒の適切な量・頻度、アルコール依存症等について十分に理解し、自己の健康管理を十分に行う旨、記載されていること。</u></p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、少なくとも飛行勤務(乗務を伴う一連の勤務であって、勤務開始から最後の乗務終了までをいう。)開始前8時間以内に飲酒を行った場合又はそれ以前であっても飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれがある過度な飲酒(注)を行った場合は飛行勤務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、酒気を帯びて飛行勤務を行ってはならない旨及び3-4に基づき実施する酒気帯びの有無の確認において酒気を帯びていることが確認された場合は乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>運航管理担当者及び運航管理補助者は、酒気を帯びて運航管理に係る業務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>また、航空機乗組員及び客室乗務員は、自らの疲労状態を適切に管理し、疲労により乗務に支障があると自覚した場合、乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>(注) 少なくともアルコール分解能力を1時間あたり4グラムとして算出したアルコール量を目安として許容される飲酒量を設定すること。</p> <p>6. ～16 (略)</p>	<p>③ その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>(3) 客室乗務員</p> <p>① (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>② その他機長の指揮命令に基づく業務を行うこと。</p> <p>3-5・3-6 (略)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 乗務割及び業務に従事する時間等の制限</p> <p>5-1～5-4 (略)</p> <p>5-5 乗務制限等</p> <p>航空機乗組員、客室乗務員及び運航管理担当者は、自ら業務に適した健康状態を維持するよう努めるとともに、業務に影響を及ぼすような心身の異常を自覚した場合、また、アルコール又は薬物の影響により正常な業務ができないおそれがあると認められた場合は、業務に従事してはならない旨、記載されていること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、少なくとも飛行勤務(乗務を伴う一連の勤務であって、勤務開始から最後の乗務終了までをいう。)開始前8時間以内に飲酒を行った場合又はそれ以前であっても飛行勤務開始時に酒気帯び状態となるおそれがある過度な飲酒(注)を行った場合は飛行勤務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>航空機乗組員及び客室乗務員は、酒気を帯びて飛行勤務を行ってはならない旨及び3-4に基づき実施する酒気帯びの有無の確認において酒気を帯びていることが確認された場合は乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>運航管理担当者及び運航管理補助者は、酒気を帯びて運航管理に係る業務を行ってはならない旨、記載されていること。</p> <p>また、航空機乗組員及び客室乗務員は、自らの疲労状態を適切に管理し、疲労により乗務に支障があると自覚した場合、乗務してはならない旨、記載されていること。</p> <p>(注) 少なくともアルコール分解能力を1時間あたり4グラムとして算出したアルコール量を目安として許容される飲酒量を設定すること。</p> <p>6. ～16 (略)</p>

「運航規程審査要領細則」(平成12年1月28日制定(空航第78号))
一部改正(案) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則(令和〇年〇月〇日)</p> <p><u>1. この細則は、令和〇年〇月〇日から適用する。</u></p> <p><u>2. この細則の適用の際、現に認可を受けている航空運送事業者の運航規程については、航空機乗組員等のアルコール検査実施要領の一部改正(令和〇年〇月〇日(国空安政第〇〇号))による改正後の2.(1)に規定する事項が当該事業者の運航規程に定められる日又は令和〇年〇月〇日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることができる。</u></p>	

「航空機乗組員等のアルコール検査実施要領」新旧対照表（案）

改正案	現行
<p style="text-align: right;">整理番号 No.4-022</p> <p>平成31年1月31日 制定（国空航第2282号） （略） 令和4年4月1日 一部改正（国空航第3099号、国空機第1186号） 令和 年 月 日 一部改正（国空安政第 号）</p> <p style="text-align: right;">航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空機乗組員等のアルコール検査等実施要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）第2章2-3、2-4及び3-5、第3章2-3、2-4及び3-4、第4章2-3、2-4及び3-4、整備規程審査実施要領細則（平成12年1月28日 空機第74号）Ⅱ. 2-3-2並びに事業場認定に関する一般方針（平成12年5月19日 空機第561号）第Ⅳ部5-2-1に基づき運航規程、整備規程及び業務規程に規定する航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者（以下「航空機乗組員等」という。）のアルコール検査に係る事項の審査を行うに当たって必要な細目を定めることを目的とする。</p> <p>2. 検査等</p> <p>航空機乗組員等によるアルコール検査等は以下に示す方法・機器により</p>	<p style="text-align: right;">整理番号 No.4-022</p> <p>平成31年1月31日 制定（国空航第2282号） （略） 令和4年4月1日 一部改正（国空航第3099号、国空機第1186号）</p> <p style="text-align: right;">航空局安全部安全政策課長</p> <p style="text-align: center;">航空機乗組員等のアルコール検査実施要領</p> <p>1. 目的</p> <p>本要領は、運航規程審査要領細則（平成12年1月28日 空航第78号）第2章2-3、2-4及び3-5、第3章2-3、2-4及び3-4、第4章2-3、2-4及び3-4、整備規程審査実施要領細則（平成12年1月28日 空機第74号）Ⅱ. 2-3-2並びに事業場認定に関する一般方針（平成12年5月19日 空機第561号）第Ⅳ部5-2-1に基づき運航規程、整備規程及び業務規程に規定する航空機乗組員、客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者（以下「航空機乗組員等」という。）のアルコール検査に係る事項の審査を行うに当たって必要な細目を定めることを目的とする。</p> <p>2. 検査</p> <p>航空機乗組員等によるアルコール検査は以下に示す方法・機器により行</p>

改正案	現行
<p>行うものとする。</p> <p>(1) <u>検査等の方法</u></p> <p>a <u>航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行^{※1}前に、運航管理者、運航管理担当者及び運航管理補助者は航空機との通信に係る業務を実施する前に、整備従事者は整備作業開始前に、アルコール検知器を使用した検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること^{※2}。</u></p> <p>b <u>航空機乗組員及び客室乗務員は、一連の飛行^{※1}前のアルコール検査から乗務を終了するまでの間、他の航空機乗組員及び客室乗務員が酒気帯び状態でないことについて、常に相互確認を行うこと。万が一、酒気帯び等が疑われた場合には、機上において、他の航空機乗組員又は客室乗務員の立会いの下に行うアルコール検知器を使用した検査の実施も含め、酒気帯びの確認を行うこと。</u></p> <p>c <u>最少乗組員数が1人の航空機等、b項による相互確認が困難な場合にあっては、航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行^{※1}後に、目視等により酒気帯びの有無について第三者の確認^{※4}を受けること。当該確認は、顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等を含めて総合的に判断するものとする。</u></p> <p>d <u>事業者の行う飲酒防止対策が有効に機能していないと認められた場合については、b項及びc項の規定にかかわらず、その状況に応じ、航空機乗組員及び客室乗務員に対する一連の飛行^{※1}後のアルコール検知器を使用した検査の実施（抜き打ちによる実施を含む。）を含めた改善措置を航空局安全部安全政策課長（地方航空局が管轄する航空運送事業者にあつては、地方航空局保安部統括事業安全監督官）に提出し、実施すること。</u></p> <p>e <u>a項及びd項によるアルコール検知器を使用した検査に当たっては、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則アルコール検査</u></p>	<p>うものとする。</p> <p>(1) <u>検査方法</u></p> <p>a <u>航空機乗組員及び客室乗務員は一連の飛行^{※1}前後に、運航管理者、運航管理担当者及び運航管理補助者は航空機との通信に係る業務を実施する前に、整備従事者は整備作業開始前に、アルコール検知器を使用した検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること^{※2}。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>b <u>検査にあたり、不正(なりすまし、すり抜け等)を防止するため、原則アルコール検査に関し必要な教育を受け航空運送事業者又は認定</u></p>

改正案	現行
<p>に関し必要な教育を受け航空運送事業者又は認定事業場が適切と認めた第三者^{※3}が立会い^{※4}、検査が適切に行われていることを確認すること。</p> <p><u>f a 項、b 項及び d 項によるアルコール検知器を使用したアルコール検査の結果（日時、便名（航空機乗組員及び客室乗務員に限る。）、測定者及び立会い者の氏名、数値など）、c 項による目視確認の結果（日時、便名、立会い者の氏名など）</u>についての記録を作成し、少なくとも一年間^{※4}保存すること。</p> <p>※1 <u>一連の飛行とは、乗務する二つの飛行の間の時間（便間）において次の飛行に向けた準備等を行うような連続する飛行であって、当該便間においても、航空機乗組員及び客室乗務員が事業者の管理下にあり、飲酒の可能性が極めて低いものとして下記①、②等に該当するものをいう。</u> <u>なお、航空機乗組員又は客室乗務員が宿泊施設で休憩をとる等の場合は、一連の飛行には該当せず、乗務前に再度アルコール検査を受ける必要があることに留意すること。</u></p> <p>① <u>飛行間に休憩をとる場合であって、かつ、複数の航空機乗組員又は客室乗務員が社内の同じ施設（休憩施設等）で当該休憩をとる場合</u></p> <p>② <u>就業規則等で定めた拘束時間や制服着用義務を課した時間などにより、便間において飲酒の可能性がない場合</u></p> <p>※2・3 （略）</p> <p>※4 <u>2.（1）a 項及び d 項によるアルコール検査について、以下の①～③のいずれかに該当する場合には、第三者の立会いは不要とすることができる。</u> ①<u>検査時の不正防止対策として、第三者がモニター等を使用し遠隔で確認するなど同等の対策を講じる場合</u></p>	<p>事業場が適切と認めた第三者^{※3}が立会い^{※4}、検査が適切に行われていることを確認すること。</p> <p>c アルコール検査の結果（日時、便名（航空機乗組員及び客室乗務員に限る。）、測定者及び立会い者の氏名、数値など）についての記録を作成し、少なくとも一年間^{※4}保存すること。</p> <p>※1 <u>一連の飛行とは、機内で次の飛行に向けた準備等を行うような連続する飛行（計画上又は実際の運航における飛行間の間隔が2時間以内である場合に限る。）をいう。</u></p> <p>※2・3 （略）</p> <p>※4 <u>検査時の不正防止対策として、第三者がモニター等を使用し遠隔で確認するなど同等の対策を講じる場合及び運航中に発生した機材不具合等の不測の事態により通常使用しない空港等に着陸した場合は、立会いは不要とすることができる。客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補</u></p>

改正案	現行
<p>②<u>運航中に発生した機材不具合等の不測の事態により通常使用しない空港等に着陸した場合</u></p> <p>③<u>客室乗務員、運航管理者、運航管理担当者、運航管理補助者及び整備従事者については、あらかじめ指定された業務責任者の監視の下で検査対象者相互間において検査の実施状況を確認する場合及び業務責任者の検査の実施状況を2名以上の他の検査対象者が確認する場合</u></p> <p>2. (1) c 項の目視等による確認について、上記②に該当する場合には、第三者が、携帯電話等の通信機器の映像、音声等を活用し、顔色及び応答の声の調子等により適切に酒気帯びの有無を確認することとしてもよい。</p> <p>※5 検査が不合格となった場合の記録は、当該航空機乗組員等が退職後1年経過するまでの間保存が必要。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>助者及び整備従事者については、あらかじめ指定された業務責任者の監視の下で検査対象者相互間において検査の実施状況を確認する場合及び業務責任者の検査の実施状況を2名以上の他の検査対象者が確認する場合は、第三者の立会いは不要とすることができる。</p> <p>また、次に掲げる条件のいずれかに該当する場合は、飛行後のアルコール検査において立会いは不要とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操縦室と客室にドアがない機体を使用する場合 ・飛行前に会社が航空機乗組員又は客室乗務員の荷物検査を行いアルコールを所有していないことを確認し、かつ、機内でアルコールを販売しておらず運航中にアルコールを入手できないなど航空機乗組員又は客室乗務員が飲酒する可能性が低いと認められる場合 <p>※5 検査が不合格となった場合の記録は、当該航空機乗組員等が退職後1年経過するまでの間保存が必要。</p> <p>(2) (略)</p>

附則（令和〇年〇月〇日）

1. この基準は、令和〇年〇月〇日から適用する。
2. この基準の適用の際、現に認可を受けている航空運送事業者の運航規程については、改正後の2. (1) に規定する事項が当該事業者の運航規程に定められるまでの間は、なお従前の例による。
3. この基準の適用の際、現に運航規程の認可を受けている航空運送事業者に関する改正後の2. (1) b 項、c 項及び d 項の適用については、改正後の規定に基づく運航規程の変更前に、当該事業者の行っている飲酒防止対策が有効に機能していることについて航空局安全部安全政策課長の確認（地方航空局が管轄する航空運送事業者にあつては、地方航空局保安部運航課を経由した確認）を受けること。